

令和6年度

# 保育施設利用のご案内

(令和6年4月～令和7年1月入所分)

令和5年10月発行



## お問い合わせ先

目黒区 子育て支援部 保育課 保育施設利用係  
〒153-8573  
目黒区上目黒2丁目19番15号(目黒区総合庁舎本館2階)  
TEL.03-5722-9868～9（直通）



# 目次

はじめに .....	1
お申込みについて .....	3
1 お申込みから入所までの流れ .....	3
2 年間スケジュール .....	5
3 お申込みに必要な書類 .....	6
4 お申込み方法 .....	15
5 育児休業中のお申込み .....	16
6 区外からのお申込み .....	18
7 転所（転園）のお申込み .....	20
8 延長保育のお申込み .....	21
9 令和6年4月入所について .....	22
10 特別な支援を要するお子様のお申込み .....	25
11 お申込みの取下げ .....	25
利用調整について .....	27
1 利用調整とは .....	27
2 利用調整基準指數等 .....	29
3 延長保育利用調整基準指數等 .....	34
4 結果通知 .....	35
5 内定辞退 .....	35
施設一覧 .....	36
1 公立認可保育園 .....	36
2 私立認可保育園 .....	45
3 小規模保育施設（地域型保育事業） .....	49
4 事業所内保育施設（地域型保育事業） .....	51
5 家庭福祉員（保育ママ） .....	53
6 幼稚園型認定こども園 .....	55
保育料（利用者負担額） .....	59
1 幼児教育・保育の無償化 .....	59
2 保育料の算定 .....	59
3 保育園の運営にかかる経費と保育料について .....	61
4 令和6年度保育料（利用者負担額）階層表 .....	62
5 納付 .....	63
よくあるご質問 .....	65
その他の保育施設等 .....	67
1 東京都認証保育所 .....	67
お問い合わせ先一覧 .....	68

# はじめに

本誌には、保育施設のお申込みに関する手続きについて、重要なことや注意していただきたいことを数多く掲載しています。必ずお読みいただき、内容をご理解いただいた上で保育施設利用のお申込みを行ってください。また、内容が多岐にわたりますので、目次をご活用ください。

保育施設利用のお申込みができるのは、保護者のいずれもがお仕事により保育ができない等の「保育を必要とする事由」によって、お子様の保育を必要とする状態にあるご家庭のみとなりますので、お子様に集団保育を経験させたいという理由だけではお申込みいただけません。

また、目黒区保育課で利用調整を行う保育施設と、東京都認証保育所及び幼稚園の二重在籍はいかなる理由があってもできません。

目黒区保育課の窓口で申込みを受け付け、利用調整を行う保育施設は、次のとおりです。

## 1、公立認可保育園 ⇒36ページ

国の定める基準を満たす保育施設です。

0歳児クラスから就学前までの児童が対象です。

## 2、私立認可保育園 ⇒45ページ

国の定める基準を満たす保育施設です。

0歳児クラスから就学前までの児童が対象です。

## 3、小規模保育施設（地域型保育事業） ⇒49ページ

目黒区の定めた基準を満たし、区が認可した100m程度の小さな保育施設です。

0歳児クラスから2歳児クラスまでの児童が対象です。

## 4、事業所内保育施設（地域型保育事業） ⇒51ページ

企業が設けた施設の地域開放枠です。

地域枠の0歳児クラスから2歳児クラスまでの児童が対象です。

## 5、家庭福祉員（保育ママ） ⇒53ページ

家庭的な雰囲気の中で、お預かりします。

生後6か月から2歳児クラスまでの児童が対象です。

## 6、幼稚園型認定こども園 ⇒55ページ

幼稚園に保育園の機能を併せ持たせた施設です。

3歳児クラスから就学前までの児童が対象です。

**各施設の詳細は36ページ「施設一覧」をご参照ください。**

その他の認可外保育施設等は、目黒区保育課ではお申込みの受付や利用調整の実施はしていないため、目黒区保育課を通さずに直接各施設にお申込みください。**67ページ「その他の保育施設等」に情報を掲載しています。**

### 【令和6年度クラス年齢早見表】

クラス年齢	生年月日
5歳児	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日
4歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和 2年（2020年）4月1日
3歳児	令和 2年（2020年）4月2日～令和 3年（2021年）4月1日
2歳児	令和 3年（2021年）4月2日～令和 4年（2022年）4月1日
1歳児	令和 4年（2022年）4月2日～令和 5年（2023年）4月1日
0歳児	令和5年（2023年）4月2日～

※保育施設のクラスは、4月1日の満年齢で決まります。

※年度途中に誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

### 【動画配信】

保育施設入所に関して、動画の配信をしております。

下記 QR コードをお持ちのスマートフォン等で読み取っていただき、「目黒区公式 YouTube チャンネル めぐろ TV」のトップページから、「令和 6 年度保育施設利用申込案内」の動画をご視聴ください。

また、本誌「令和6年度 保育施設利用のご案内」も合わせてご覧ください。



（目黒区公式 YouTube チャンネル めぐろ TV）

# お申込みについて

## 1 お申込みから入所までの流れ

### 教育・保育給付認定申請

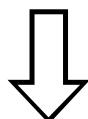
- 申請内容を審査後、「支給認定証」を交付します。

### 利用申込み

- 2月、3月入所分の利用調整はありません。

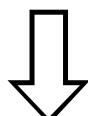
※FAX、電子メール等による受付は行っておりません。

※郵送の際は、各締切日が前倒しになります（5ページ参照）。保育所入所申込郵送受付チェックシート兼同意書とともにお送りください。



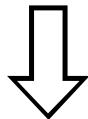
### 調査

- 提出書類の内容を確認し、不明な点について調査を行います。
- 必要に応じて、担当者が自宅や勤務先等へ電話や訪問等による実態調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。
- 証明書類や申告書等、お申込み内容に虚偽があった場合は利用調整の対象となります。



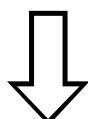
### 利用調整

- 定員に空きがある場合に利用調整を行います。
- 保育の必要性を「利用調整基準指標」に基づき指数化します。指標の高い方から順に保育施設利用内定となります（先着順、抽選ではありません）。



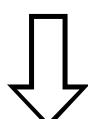
## 内定

- 結果通知はご自宅に郵送します。
- 認可保育園に内定した場合、対象者に保育料（利用者負担額）の口座振替依頼書を同封します。金融機関の窓口でお早めにお手続きをお願いします。保育料（利用者負担額）決定通知は入所後に発送します。
- 内定した保育施設から面談と健康診断の日程をお知らせします。



## 面談・健康診断

- 内定した保育施設等で面談と健康診断を行います（面談時に支給認定証の提示が必要です。）。
- 入所日までに面談と健康診断が終了していない場合、保育施設に通所できません。
- 面談と健康診断の結果により、集団保育が困難であると判断されたときは、入所できない場合があります。



## 入所

- 面談と健康診断の結果、集団保育が可能と判断されたときに、利用が認められます（面談の時に支給認定証の提示が必要です）。
- 入所は原則毎月1日からとなり、月途中からの入所はできません。
- 入所してしばらくの間は、お子様が少しずつ保育施設での生活に慣れていくための「慣れ保育」にご協力ください（慣れ保育の期間はお子様の状況によって異なります）。
- 入所月に1日も利用しない場合は、入所後であっても退所となります（保育料については、月額料金を徴収します）。

## 2 年間スケジュール

入所希望月	窓口受付締切日	結果発表日（予定）
4月入所 【1次利用調整】	12月8日（金）	2月9日（金）
4月入所 【2次利用調整】	2月19日（月）	3月8日（金）
5月入所	4月8日（月）	4月22日（月）
6月入所	5月9日（木）	5月22日（水）
7月入所	6月7日（金）	6月20日（木）
8月入所	7月8日（月）	7月22日（月）
9月入所	8月8日（木）	8月22日（木）
10月入所	9月6日（金）	9月20日（金）
11月入所	10月7日（月）	10月22日（火）
12月入所	11月8日（金）	11月21日（木）
令和7年1月入所	12月2日（月）	12月13日（金）

※2月・3月入所はありません。

※郵送受付の締切日は下記のとおりです。

- ・4月入所（1次利用調整）11月30日（木）必着
- ・4月入所（2次利用調整）2月13日（火）必着
- ・それ以外の各月は窓口受付締切日の3営業日前必着

※区内での郵送もお時間がかかります。日程には余裕を持ってご提出ください。

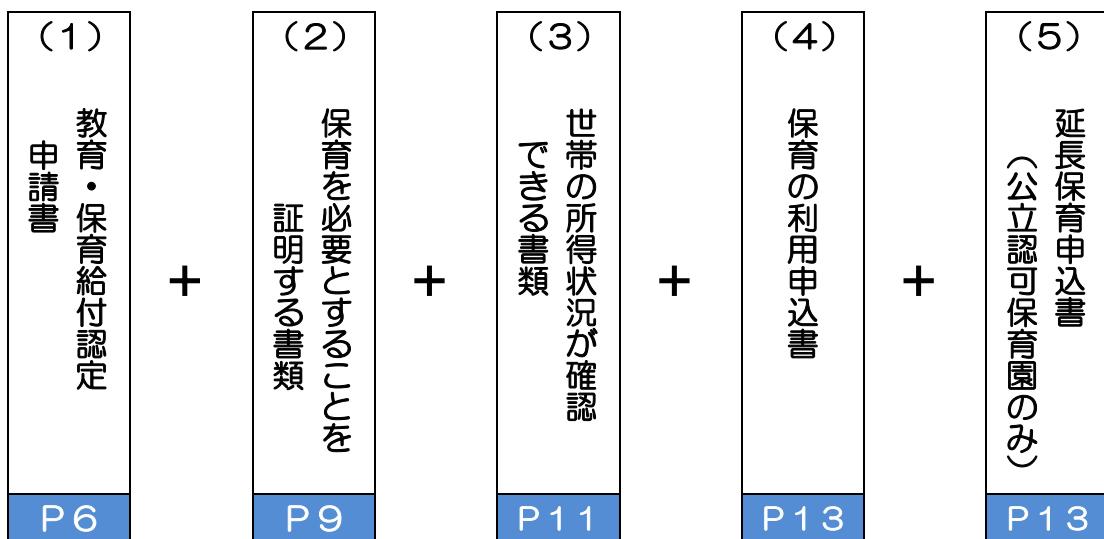
※2月15日（木）にホームページにて、4月1次利用調整の内定辞退等を反映させた最新の空き状況を公開する予定です。

### 3 お申込みに必要な書類

必要書類は保育課の窓口にご用意しております。また、目黒区のホームページからもダウンロードが可能です。



(保育に関する申請書)



#### (1) 教育・保育給付認定申請書

##### ① 教育・保育給付認定

保育施設への入所を希望する場合、「教育・保育給付認定」(以下、「認定」といいます。) を受ける必要があります。このため、保育の利用申込みと同時に認定の申請を行う必要があります。認定後、支給認定証を郵送します。発行された支給認定証は保育施設に関する手続き等で必要になりますので、大切に保管してください。

##### ② 認定期間

認定期間は原則申請日からとなり、遡って認定を受ける事はできません。なお、認定の有効期間が切れる前に再度認定の申請が必要です。また、求職要件で入所した場合、在園できるのは2か月が限度です（2か月を経過しても、なお求職中の場合は、退所となります）。就労を開始する等、認定の要件を変更していただく必要があります。

保育を必要とする事由	認定有効期間
仕事をしている（月48時間以上）	事由がなくなるまで
疾病・心身に障害がある	事由がなくなるまで
虐待やDVのおそれがあり社会的擁護が必要である	事由がなくなるまで
出産をする	出産予定月をはさむ前後2か月（5か月以内）
親族の介護・看護をしている	事由がなくなるまで
日中に求職活動をしている（起業準備含む）	2か月以内
災害に遭い、復旧にあたっている	復旧終了まで
就学している（基本指標の細目に定める学校に限る）	保護者が卒業するまで

### ③ 認定区分

対象児童の年齢により、2号認定(3～5歳児)と3号認定(0～2歳児)の2つに区分されます。

さらに、保育の必要量（父母の勤務先からの移動時間も含む）により「保育標準時間」（11時間までの保育利用時間）と「保育短時間」（8時間までの保育利用時間）に分かれます。認定区分によりお申込みできる保育施設が異なりますのでご注意ください。

私立認可保育園・小規模保育施設・事業所内保育施設の保育短時間の利用時間は各施設にお問い合わせください。

	認可保育園	小規模保育施設	事業所内保育施設 (地域枠)	家庭福祉員	認定こども園	
					中時間利用	長時間利用
保育標準時間	○	○※	○	×	×	○
保育短時間	○	○	○	○	○	×

※小規模保育施設の内「コピースマイルキッズかみめぐろ」は、保育短時間の方のみお申込みが可能です。

### ④ 個人番号（マイナンバー）

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、「教育・保育給付認定申請書」に個人番号（マイナンバー）の記載が必要になりました。

「教育・保育給付認定申請書」をご提出の際は、個人番号を記載していくだくとともに、「個人番号確認」と「身元確認」が必要となります。次頁の表のとおり、本人確認書類をご持参及びご同封ください。代理で申請される場合は、代理権の確認書類（委任状等）及び代理人の身元確認書類が必要です。

本人 確認 書 類	【1点のみで本人確認（個人番号確認・身元確認）が可能な書類】	
	個人番号カード	
	【2点以上で本人確認（個人番号確認・身元確認）が可能な書類】	
	<p>個人番号カードをお持ちでない方は、個人番号の記載された住民票の写し等の個人番号がわかる書類と運転免許証等の身元確認がわかる書類をご持参及びご同封ください。</p> <p>※身元確認の際、顔写真付身分証明書は1点、顔写真なし身分証明書は2点の提示が必要です。</p>	
	個人番号確認書類	身元確認書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号が記載された住民票の写し</li> <li>・個人番号が記載された住民票記載事項証明書</li> <li>・通知カード（記載事項が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る）</li> </ul>		
<p>【顔写真付身分証明書（以下の書類から<u>1点</u>）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・パスポート</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書 等</li> </ul> <p>【顔写真なし身分証明書（以下の書類から<u>2点</u>）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的医療保険の被保険者証（記号番号とQRにマスキングが必要）</li> <li>・年金手帳</li> <li>・児童扶養手当証書</li> <li>・特別児童扶養手当証書 等</li> </ul>		

## ⑤ 認定内容の変更

認定内容（保育を必要とする事由、保育の必要量、有効期間、氏名等）に変更が生じる場合、認定の変更手続きが必要です。変更後の状況が確認できる書類と併せて教育・保育給付認定申請書をご提出ください。

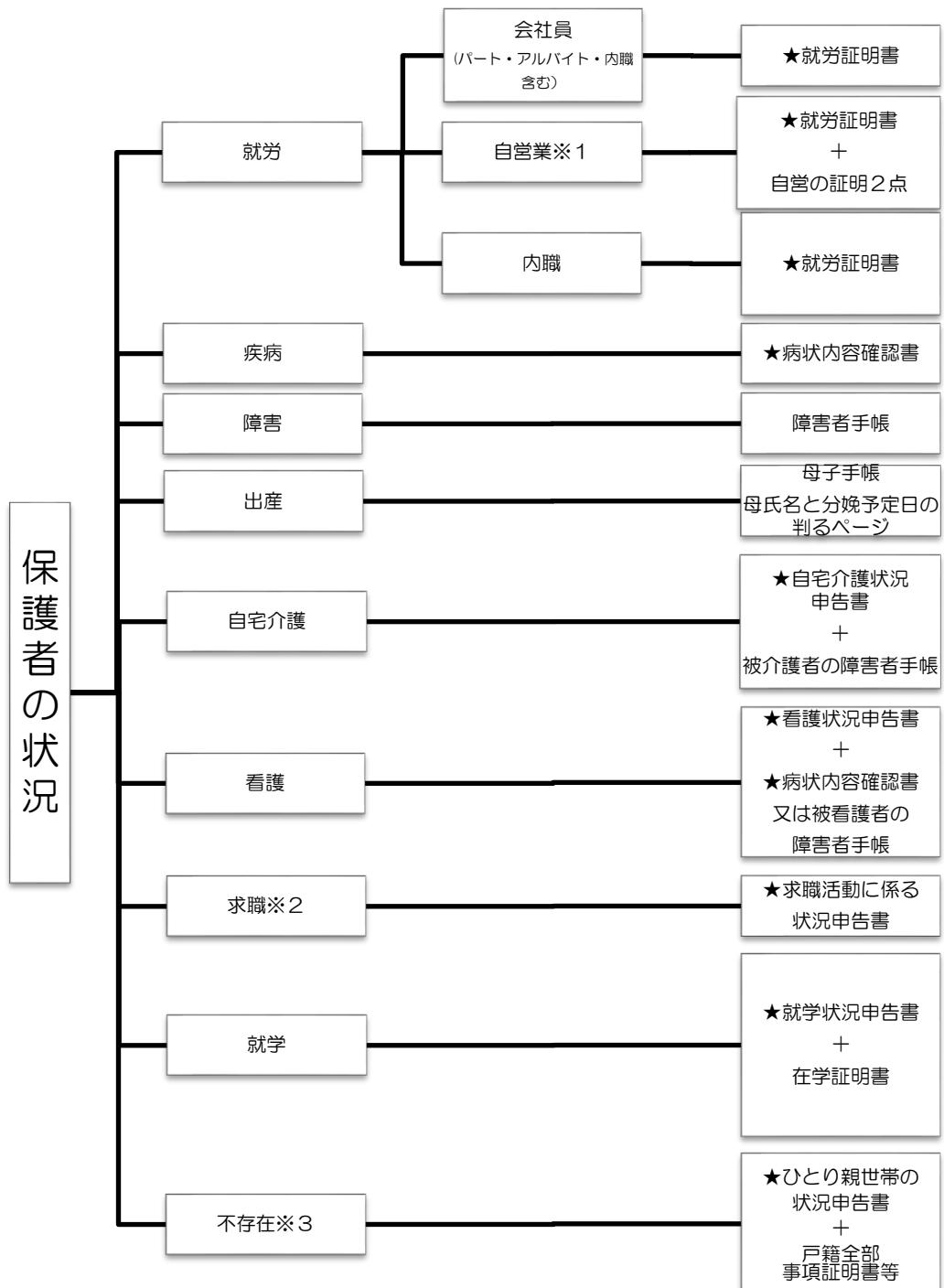
なお、既に3号認定を受けているお子様が満3歳になり、3号認定から2号認定に変更となる場合、認定内容の変更申請は不要です。

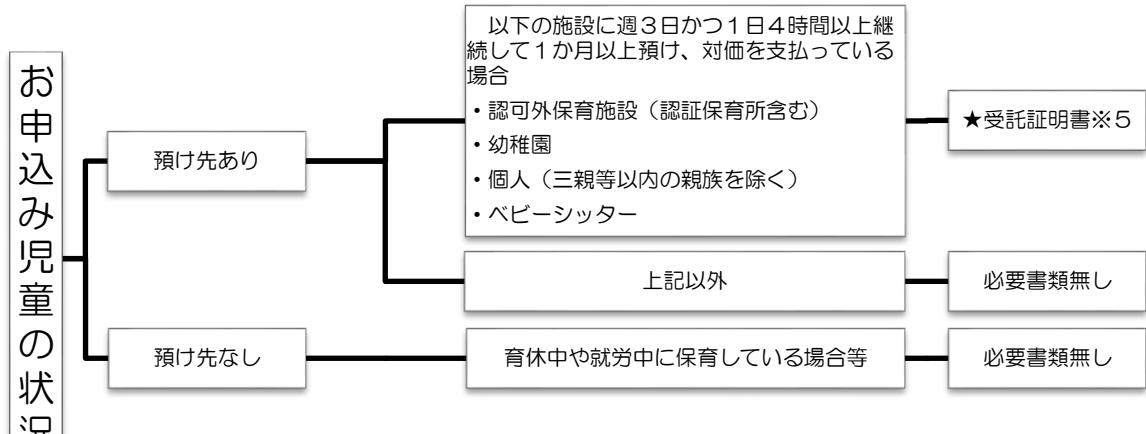
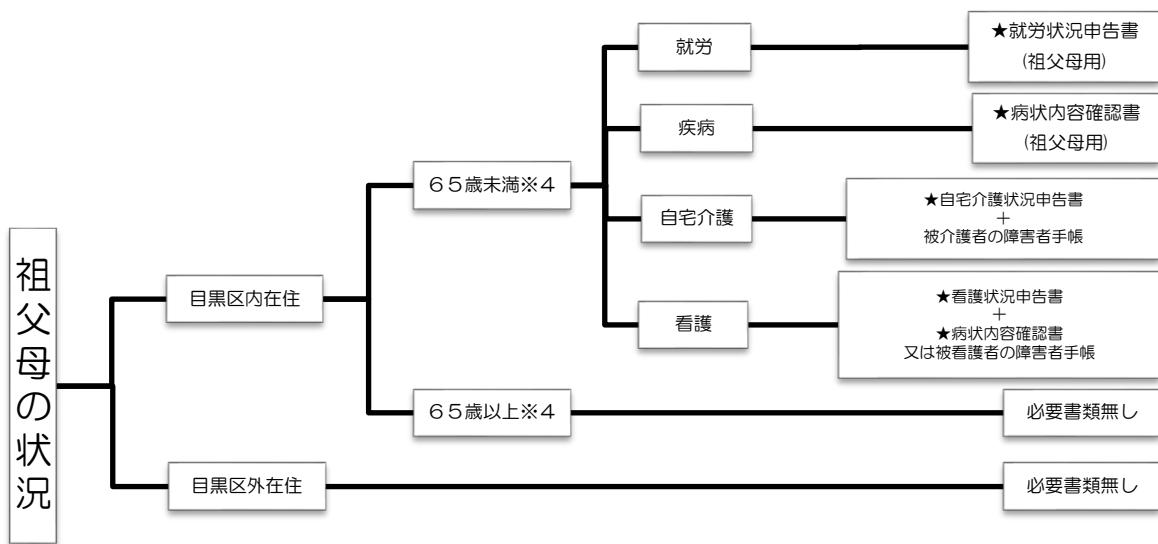
### 【認定内容の変更申請手続きが必要となる例】

- ア 「就労要件」で認定されたが、退職したので「求職要件」に変更する。
- イ 「求職要件」で認定されたが、就労を開始したので「就労要件」に変更する。
- ウ 「保育短時間」の認定だったが、8時間を超える保育が必要になったため、「保育標準時間」に変更する。
- エ 「求職要件」で認定されたが、2か月間の有効期間が終了するため、再度「求職要件」で申請する（在園児は2か月が限度）。

## (2) 保育を必要とすることを証明する書類

各家庭の状況に応じて必要書類が異なります。以下のフローチャートを参考に、書類を揃えてご提出ください。★がついているものは目黒区指定の様式での提出となります。なお、父母それぞれの書類が必要です。





## ※1 自営業

- ・経営者がご自身でなく、配偶者の場合も自営業の取扱いとなります。
- ・自営業の方は就労証明書の他に以下の2点（表中①②）の書類の提出が必要です。

	経営者	明記されている事が必要な項目	提出書類
①自営の内容 が確認できる書類	本人	会社名+本人名+所在地	下記のいずれか ・法人登記簿謄本 ・開業届 ・営業許可証 ・ホームページ ・確定申告（Bの1表） ・業務委託契約書
	配偶者	会社名+配偶者の氏名+所在地	
②直近の就労状況 が確認できる書類	本人	会社名+本人名	下記のいずれか (いずれも直近1か月分) ・給与明細書 ・預金通帳（表紙のコピーも含む）
	配偶者	会社名+本人名	

## ※2 求職

- ・求職中の方の認定期間は2か月間が限度となるため、2か月に一度、教育・保育給付認定申請書と求職活動に係る状況申告書をご提出ください(在園児は2か月が限度)。

## ※3 不存在

- ・ひとり親世帯の要件と必要書類は下表の通りです。また、離婚調停中である事を証明する書類は、裁判所が発行するものが必要となります（弁護士による協議書等は不可）。

要件	父母の住所	必要書類	
死別	-		
未婚	別居 (住民登録上も別住所)	戸籍全部事項証明書	+ ひとり親世帯の状況申告書
離婚		事件係属証明書等	
離婚調停中	-	行方不明者届受理証明書等	
行方不明	-	拘禁証明書等	
拘禁	-		

## ※4 65歳未満（以上）

- ・65歳の基準日は入所月の1日です。

## ※5 受託証明書

- ・個人等にお預けの場合、受託期間中の保育料領収書の写しも併せてご提出ください

### （3）世帯の所得状況が確認できる書類

令和5年9月～令和6年8月入所については令和5年度住民税情報（区市町村民税所得割額）が、令和6年9月～令和7年8月入所については令和6年度住民税情報が必要となるため、下記の通り必要書類をご提出ください。

	令和5年9月利用調整～ 令和6年8月利用調整	令和6年9月利用調整～ 令和7年8月利用調整
住民税の課税証明 (課税自治体)	令和5年度 (令和5(2023)年1月1日の住所地)	令和6年度 (令和6(2024)年1月1日の住所地)
③該当者のみ (給与証明、源泉徴収票等)	令和4(2022)年1月分～ 令和4(2022)年12月分	令和5(2023)年1月分～ 令和5(2023)年12月分

#### ① 目黒区で住民税の課税（非課税）決定がされている方

各年1月1日時点で目黒区に住民登録があり、目黒区で住民税の状況が確認できる場合、書類の提出は不要です。未申告の場合は、税務課にて住民税申告（決定）手続きを行ってください。

## ② 他の自治体で住民税の課税（非課税）決定がされている方

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第8号の規定に基づく情報照会の本格運用が開始されたことに伴い、認定の手続きにおいて個人番号を利用して住民税課税自治体に情報照会を行うことにより、住民税情報の確認ができるようになりました。そのため「住民税課税（非課税）証明書」の提出が不要となります。ただし、以下の表に該当する方は情報照会による住民税情報の確認ができません。

住民税が未申告の方	住民税課税自治体に申告を行い、目黒区保育課にご連絡ください。 ※未申告等の場合は選考対象外、又は利用調整上不利になります。
個人番号が確認できない方	個人番号が確認できる書類をご用意の上、目黒区保育課にご連絡ください。
区外からお申し込みの方 出産予定のお申し込みの方 その他、特別な事情により情報照会 ができない方	「住民税課税（非課税）証明書」をご提出ください。（※特別徴収決定通知は不可）
被扶養者の方	情報照会ができない場合は、「住民税課税（非課税）証明書」等を提出ください。

## ③ 海外に居住していた等、国内で住民税の課税権がなかった方

給与証明や源泉徴収票等1年間の収入が確認できる書類をご提出ください。

### ※2年連続非課税世帯

保育施設のお申し込みをされる際に、当該年度の住民税が非課税世帯かつ前年度の住民税も非課税世帯の場合は、利用調整で調整番号3「低所得」の加点がつきます。該当する場合は、前年度の非課税証明書（海外に居住していた等の場合は前々年中の収入が確認できる給与証明や収入申告書等）も併せてご提出ください。

ただし、当該年及び前年の1月1日時点で目黒区に住民登録があり、非課税の決定がされている世帯は提出不要です。未申告の場合は税務課で申告（決定）を行ってください。

#### (4) 保育の利用申込書

入所を希望する保育園や家庭状況、児童状況等をご記入ください。希望園は10園までご記入いただけます。入所月1日時点で入所可能月齢に達していない施設へのお申込みについては、入所可能月齢に達した時点で対象になります。

#### (5) 延長保育申込書（公立認可保育園用）

延長保育の利用を希望する方のみご提出ください。延長保育の利用を希望しない場合や入所を希望する園に公立認可保育園がない場合、提出は不要です。

両親分の「保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）」の提出が必要ですが、保育の利用申込みと併せてお申込みする場合、延長保育のお申込み用に別途ご用意いただく必要はありません。

既に公立認可保育園に在園している方で、お子様のお迎えをベビーシッター等に委託している場合、委託していることを証明する書類（契約書等）もご提出ください。

※詳細は21ページ「8 延長保育のお申込み」をご参照ください。

#### (6) お申込み内容の変更に必要な書類

お申込み有効期間内に、既に提出されている書類の状況（育児休業期間や就労状況、疾病・障害、介護・看護の状況、児童の保育状況等）に変更があった場合、状況が確認できる書類を各月の締切日まで（必着、郵送可）にご提出ください。お申込み内容と入所時の状況が異なった場合、入所内定が取消となります。

【例】

変更事由	必要書類
希望園の変更	保育の利用申込変更届
保育を必要とする状況に変更	変更後の状況が確認できる書類（就労証明書等）
お子様の保育状況に変更	受託証明書

※ 育児休業延長を希望する際の取り扱いから通常の取り扱いに変更する場合の必要書類は、17ページをご確認ください。

## (7) 注意事項

### ① 締切日

必要書類は全て揃えて漏れなく記入し、締切日までに余裕をもってお申込みください。ご提出いただいた書類に不備がある場合、お申込みをお受けできません。締切日までに書類の提出がない場合や書類の内容に不備がある場合、利用調整で不利になるか選考対象外になります。また、お申込み締切日の翌日以降に提出された書類は、次回の利用調整から反映されます。各月の締切日については5ページ「2 年間スケジュール」をご参照ください。

### ② 各種証明書類

証明書類は原本をご提出ください。

また、証明書類は証明日が提出月当月、前月又は前々月のものが有効です。証明日の記載がないものや、前々月より前のものは無効ですのでご注意ください。

就労先やお子様のお預け先等が複数ある場合、それぞれ証明書類を提出してください。「就労証明書」や「受託証明書」等の証明書類の記載内容等に整合性がない場合や不明な点がある場合、事業主やお子様の受託先に事実確認を行います。虚偽の証明や申告は無効となります。

### ③ 書類の返却について

一度提出された書類は返却できません。必要な方はあらかじめ写しをお取りください。

## 4 お申込み方法

### (1) お申込み先

#### ① 受付場所

目黒区総合庁舎本館2階 保育課保育施設利用係

#### ② 受付日時

月曜日から金曜日（祝日を除く）

8：30～17：00

**※FAX、電子メール等による受付は行っておりません。**

**※郵送の際は、各締切日が前倒しになります。（5ページ参照）保育所入所申込郵送受付チェックシート兼同意書とともにお送りください。**

※お申込み締切日間際は窓口が大変混み合いますので、待ち時間が長くなることがあります。お早めのご来庁を推奨しております。

### (2) 有効期間

入所できなかった場合、お申込みの有効期間は申込書を提出した月から1年間です。有効期間中、希望施設に空きが出た場合は利用調整の対象となります（内定した時点で申込書の有効期間は終了します）。

有効期間内に申込書や提出している書類の状況に変更があった場合は、変更後の状況が確認できる書類をご提出ください。ご提出がないと利用調整には反映されません。

有効期間内に入所が決まらず、継続して入所を希望する場合は、再度お申込み手続きが必要です。

#### 【例】

申込書を提出した月	お申込み有効期間	次回お申込み提出期限
令和5年10月	令和6年10月 利用調整まで有効	令和6年10月7日（月）
令和6年3月	令和7年1月 利用調整まで有効	令和6年11月末頃（未定） 令和7年度「保育施設利用の ご案内」をご確認ください

## 5 育児休業中のお申込み

### (1) 原則

ご家庭でお子様の保育ができる状況にあることから、お申込みのお子様だけでなく兄弟姉妹の育児休業中であっても、利用調整の対象とはなりません。利用調整の対象となるのは、原則、復職日の属する月からです。

※ただし、復職日が1日の場合、復職日の属する月の前月から利用調整の対象となります。

【例】復職日が5月15日の場合、「5月入所」からお申込みが可能です。

※復職日が6月1日の場合の場合は復職日の前月（5月）の利用調整から対象となります。

### (2) 例外

育児休業を短縮して入所月の翌月1日までに復職できる場合は、入所のお申込みが可能です。

出産休暇又は育児休業中の場合の基本指數（育児を理由とした就学中の休学も含む）は、復職日時点の状況で認定するため、出産休暇又は育児休業を取得した勤務先に出産休暇又は育児休業を取得する前と同じ就労形態で復職することを前提とします。

よって、保育施設に入所した月の翌月1日までに復職せず育児休業を延長した場合又は同じ勤務先及び同じ就労形態で復職せず退職や転職（部署や派遣先の変更は除く）をした場合、内定が取消となります。また入所後であっても退所となりますのでご注意ください。入所後、育児休業から復職した際は「復職証明書」の提出が必要です。

また、お申込期間中に育児休業期間を短縮して復職された場合又は育児休業期間を延長された場合、正しい期間が記載された「就労証明書」を再提出してください。

### (3) 育児休業中の就労

育児休業給付金制度では、育児休業中においても月80時間を超えない範囲で就労することが認められています。しかし、主たる就労先で育児休業を取得している場合は、育児休業中とみなして指数を判断します。

### (4) 入所申込時点で育児休業の延長を希望する場合

保育の利用申込書の2ページ 家庭状況書にある育児休業の「□育児休業から復職する意思がなく、育児休業を延長したい」にチェックをつけ  
（①）、かつ「育児休業延長に関する確認書（別紙）」（②）の提出があつた場合のみ調整指數13を適用し、著しく指數を下げて利用調整を行います。（上記①②がそろっていない場合、通常の選考となります。）

上記の取り扱いを希望する方は、以下の内容をご確認ください。

- 「就労証明書」に育児休業取得期間が記載されており、締切日現在、育児休業を取得中の方のみの取り扱いとなります。
- 申請にあたっては「育児休業延長に関する確認書（別紙）」のほかに6～14ページに記載のお申込み書類一式の提出が必要です。
- 育児休業給付金については勤務先やハローワークにお問い合わせください。
- 上記取り扱いを希望し入所申込をしたが、通常の選考に変更を希望する場合は「保育の利用申込変更届」を各月の締切日までに提出してください。また、「就労証明書」の再提出が必要な場合もあります。

## 6 区外からのお申込み

区外にお住まいの方（目黒区へ転入予定の場合を含む）が目黒区内の保育施設への入所を希望する場合、書類の提出先は住所地の区市町村の担当窓口となります。5ページの「2 年間スケジュール」に記載している各締切日の一週間前には提出してください。

※一部の区市町村では、直接目黒区にお申込みいただく場合がございます。

### （1）区外からのお申込み可能施設一覧

		施設の種類		0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
区外在住	転入予定者	認可	公立	○	○
		私立	○	○	
		小規模	○		
		認定こども園			×
	在勤者・在学者 (目黒区内に通っている方)	事業所内(地域枠) ・家庭福祉員	○		
		認可	公立	×	△ (4・5歳児のみ)
	通過者 (上記以外の方)	私立	○	○	
		小規模	○		
		認定こども園			×
		事業所内(地域枠) ・家庭福祉員	×		
	通過者 (上記以外の方)	認可	公立	×	×
		私立	○※1	○※1	
		小規模	○※1		
		認定こども園			×
		事業所内(地域枠) ・家庭福祉員	×		

※1 4月入所については、1次利用調整（選考）は対象になりません。

### （2）注意事項

#### ① 認定こども園

お申込み締切日現在、目黒区にお住まいの方のみお申込みできます。目黒区以外にお住まいの方はお申込みができません。

## ② 転入予定

目黒区に転入予定の場合は、転入先が確認できる書類（転入誓約書及び建物の売買契約書（※）、賃貸契約書（※）の写し又は転入同意書）の提出が必要です。内定後は、入所月の初日までに目黒区に転入し、同日中に目黒区保育課保育施設利用係の窓口で改めてお申込みのお手続きが必要です。お申込み手続きがなかった場合、入所が内定していても辞退していただきます。また、入所後であっても退所となります。

※双方の押印、引き渡し日又は契約期間が明記されていること。

## ③ 通過者

目黒区にお住まいの方や転入予定者、在勤者・在学者の利用調整を行った後、定員に空きがある場合のみ利用調整の対象となります。

## ④ その他

住所地の区市町村からの入所協議書と必要書類が目黒区のお申込み締切日までに届かない場合、利用調整の対象となりません。締切日をご確認の上、日にちに余裕をもってお手続きをしてください。

## （3）必要書類

NO1～3は必須書類、NO4～8は該当する場合のみ必要	
NO	書類
1	保育の利用申込書
2	当該年度の住民税課税（非課税）証明書（特別徴収決定通知は不可）
3	保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書、病状内容確認書など）
目黒区への転入予定の場合	
4	転入誓約書
5	建物の売買契約書（土地のみの売買契約書は不可）、賃貸借契約書の写し又は、「転入同意書」（既に区内に住民登録のある同意者と同居の場合）
認可外保育施設等に児童を預けている場合	
6	受託証明書
ひとり親の場合	
7	ひとり親世帯の状況申告書及び戸籍全部記載事項証明書等
公立認可保育園の延長保育希望の場合	
8	延長保育申込書
その他ご家庭状況に応じた必要書類	

※詳細は「保育施設利用のご案内」9～18ページをご参照ください。

※上記書類は、目黒区様式をご使用ください。

## 7 転所（転園）のお申込み

### （1）お申込み方法等

別の保育施設への入所を希望する場合は、転所のお申込みができます。  
お申込み方法や必要書類、有効期間等は通常の入所申込みの場合と同様です。

### （2）注意事項

#### ① 内定辞退

転所内定を辞退した場合はいかなる理由があっても転所元の施設に戻ることはできません。連携先の施設を含め、転所元の施設は退所となります。

#### ② 転所申込を開始できる時期

転所のお申込みができるのは保育施設に入所してからです。入所内定の段階では転所のお申込みはできません。保育施設に通い始めてからお申込みください。

#### ③ 下のお子様の育児休業取得中の場合

上のお子様がすでに認可保育園、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設又は家庭福祉員に通っている場合、下のお子様の育児休業からの復職は必要ありません。

## 8 延長保育のお申込み

認可保育園の全園、一部の小規模保育施設、事業所内保育施設では延長保育を実施しています。

認定こども園と家庭福祉員は原則延長保育を実施していません。

### (1) 公立認可保育園へのお申込み

延長保育を希望する場合は、保育課へのお申込みが必要です。延長保育の利用が可能となるのはお子様が1歳になった翌月の初日からとなります（1日生まれは当月から可）。

【例】誕生日が令和5年9月5日の場合

→延長保育の利用が可能となるのは令和6年10月1日から

認定の区分が保育短時間、育児休業中又は求職中の方は延長保育を利用できません。

また、定員があるため利用調整の結果、ご利用いただけない場合があります。

※各施設の利用可能時間等については、44ページの「(8) 公立認可保育園一覧」をご参照ください。

#### ① お申し込み先

保育課保育施設利用係へお申込みください。

#### ② 必要な書類

13ページ「(5) 延長保育申込書（公立認可保育園用）」をご参照ください。

#### ③ 締切日

5ページ「2 年間スケジュール」と同様です。

（令和6年2・3月の延長保育の締切日は令和5年12月8日（金）となりますので、ご注意ください。）

#### ④ 延長保育利用料

62ページ「4 令和6年度保育料（利用者負担額）階層表」をご参照ください。

### (2) 私立認可保育園・小規模・事業所内保育施設へのお申込み

お申し込み方法や延長保育実施時間、延長保育料は園により異なります。詳細は、各園にお問い合わせください。

## 9 令和6年4月入所について

他の月とは異なり4月は利用調整を2回行います。また、お申込みが可能な施設や世帯状況も異なるため、下記の内容をよくご確認ください。

### (1) スケジュール

1次利用調整	
申込み締切日	令和5年12月8日（金）
結果発表日	令和6年2月9日（金）

2次利用調整	
申込み締切日	令和6年2月19日（月）
結果発表日	令和6年3月8日（金）

### (2) 利用調整対象一覧

目黒区以外にお住まいの方がお申し込みのできる施設については、18ページ「6 区外からのお申込み」の「(1) 区外からのお申込み可能施設一覧」をご覧ください。

認定こども園は、4月1次利用調整・4月2次利用調整ともに申込締切日現在、目黒区にお住まいの方のみお申込みできます。目黒区以外にお住まいの方はお申込みできません。

		4月1次利用調整	4月2次利用調整
目黒区にお住まいの方		○	
区外在住	転入予定 (令和6年4月1日まで に転入予定の方)	○	
	在勤・在学者 (目黒区内に通っている 方)	○	
	通過者 (上記以外の方)	×	○
	認定こども園	×	

### (3) 出産予定のお申込み受付について

4月入所の1次利用調整のみ、出産予定でのお申込みが可能です。その他の利用調整においては、出産予定でのお申込みは受け付けておりません。

#### ① 対象者

分娩予定日が令和5年11月25日から令和6年2月4日までのお子様。  
分娩予定日が令和5年11月24日以前でも令和5年11月25日時点で  
生まれていなければ出産予定でのお申込みが可能です。

出生日が令和6年2月5日以降となった場合、令和6年5月入所から利  
用調整の対象となります。

令和6年4月入所が内定しても、出生日が令和6年2月5日以降となっ  
た場合、内定取消しとなります。

#### ② 必要な書類

「母子手帳」（分娩予定日の記載があるもの）

その他の必要書類については6ページ「3 お申込みに必要な書類」をご  
覧ください。

#### ③ 出生後の手続き

出生後14日以内に保育課保育施設利用係窓口にて以下の3点（表中ア  
～ウ）の書類の提出が必要です。

14日以内に書類の提出がなかった場合は利用調整の対象となりません。  
入所が内定しても、内定取消となります。

既にご提出いただいている就労証明書の産休・育休期間に変更がある場  
合は、就労証明書の再提出が必要となります。

ア	母子手帳の出生届出済証明の部分の写し 又は 出生届の受理証明書
イ	保育の利用申込書（出産予定者用）
ウ	教育・保育給付認定申請書

## (4) 利用申込の休日臨時窓口について

### ① 場所

目黒区総合庁舎本館2階 保育課保育施設利用係

### ② 日時

時間	
令和5年11月19日（日）	10:00～16:00 (12:00～13:00を除く)

## (5) 令和6年4月1日入所の〇歳児受入開始月齢表

生年月日	
57日児	令和6年（2024年）2月4日
90日児	令和6年（2024年）1月2日
4か月児	令和5年（2023年）12月1日
6か月児	令和5年（2023年）10月1日

## (6) 注意事項

1次利用調整の結果内定した方で、2次利用調整に他の保育施設を希望する場合は、1次利用調整の内定を辞退していただきます。1次利用調整の内定を確保したまま2次利用調整の対象とすることはできません。1次利用の内定を辞退し、再度申込書類一式の提出が必要となります。また、2次利用調整から令和7年4月2次利用調整まで、調整指數-1点がつきます。

1次利用調整のお申込み締切日後に、お申込み内容（家庭状況、就労状況、児童の保育状況、希望施設等）に変更があった場合は、2次利用調整のお申込み締切日までに必要な手続きをお取りください（指數変更等によって内定取消となる可能性もあります。）。

令和6年4月入所時点で入所可能月齢に達していない施設へのお申込みについては、入所可能月齢に達した時点で対象になります。

## 10 特別な支援を要するお子様のお申込み

障害や疾病、発達の遅れ等により特別な支援を要するお子様については、施設の状況により希望（入所）する施設を調整させていただくことがあります。（既に障害のあるお子様が在園している場合や、施設の受入れ体制が整わない場合等）

また、入所内定後の面談・健康診断の時点で判明した場合は、内定した施設の状況によっては受入れができない可能性がありますので、お申込みの前に必ず保育課にご連絡ください。状況によっては予約日に保護者の方とお子様にご来庁いただき、面接を行うことがあります。

## 11 お申込みの取下げ

保育施設に入所する意思又は入所を必要とする理由がなくなった場合、各月の申込締切日までに「保育所利用申込取下届」を提出してください。各月の締切日については5ページ「2 年間スケジュール」をご参照ください。

### 【取下げが必要となる例】

- ア 区外へ転出する場合（保育施設のお申込み中に区外へ転出した場合は、職権で申込取下げの処理を行います。）
- イ 家庭での保育が可能となった場合

〈令和6年4月の申込みを取下げる場合〉

取下届受理日	令和6年4月一次利用調整 (締切日 令和5年12月8日必着)	令和6年4月二次利用調整 (締切日 令和6年2月19日必着)
令和5年12月8日	取下げ完了	取下げ完了
令和5年12月12日	利用調整の対象となる※	取下げ完了

〈4月以外の申込みを取下げる場合〉

取下届受理日	11月利用調整 (締切日 令和6年10月7日必着)	12月利用調整 (締切日 令和6年11月8日必着)
令和6年10月7日	取下げ完了	取下げ完了
令和6年10月10日	利用調整の対象となる※	取下げ完了

※利用調整で内定が出た場合、通園するか内定辞退することとなります。

# 利用調整について

## 1 利用調整とは

保育施設には定員があり、申込者が定員を超えた場合には利用調整を行いますので、必ずご利用ができるとは限りません。

利用調整は、お申込み締切日までに提出された書類を元に、29~30ページの「利用調整基準指數」（基本指數と調整指數を合算した点数）に従い世帯の状況等を指数化し、同位の場合は30ページの「利用調整基準指數同位の優先順位」により順位を決定した上で保育施設の利用を決定します。

### (1) 基準日

利用調整基準指數は、お申込み締切日現在の状況で認定します。お申込み締切日時点の状況が入所日まで（調整番号7「地域型保育」及び調整番号8「認可外保育」については、入所日前日まで）継続するものとして認定します。保育施設の入所までに家庭状況（就労状況、保育状況、家族構成等）が変わった場合、指數が変更となり入所内定を辞退していただくか退所となることがあります。変更が生じたら速やかにご連絡ください。

### (2) 基本指數の認定

基本指數は、児童の父母それぞれの状況に基づいて認定し、合算します。保育に当たれない要件（類型）が一人の保護者に複数ある場合は、主たる要件（類型）の状況に基づき基本指數を認定します。

### (3) 調整指數の認定

調整指數は、要件に該当する項目が複数ある場合、合算した点数となります。ただし、調整番号7「地域型保育」から調整番号10「兄弟揃え」に複数該当する場合は、いずれか一つの項目を適用します。

※調整番号8「認可外保育」を認定するためには、「受託証明書」の提出が必要です。

※調整番号13「育休延長」を認定するためには、保育の利用申込書の2ページ 家庭状況書にある育児休業の「□育児休業から復職する意思がなく、育児休業を延長したい」にチェックをつけ、かつ「育児休業延長に関する確認書（別紙）」の提出が必要です。また、調整番号13が適用となった

場合、他の調整指数は適用とならず、著しく指數を下げる利用調整を行います。

#### (4) 育児短縮勤務の取扱い

会社員等の場合、正規の雇用契約の内容で利用調整基準指數を認定します。自営業（本人又は配偶者が経営）の場合、育児短縮勤務という取扱いではなく、お申込み締切日現在の状況で認定します。

#### (5) 利用調整対象施設

入所時点で入所可能月齢に達していない施設へのお申込みについては、入所可能月齢に達した時点で対象になります。

#### (6) 兄弟同時のお申込みについて

兄弟で同時に申込みをする場合、「保育の利用申込書」1ページ目にある兄弟条件を選択してください。

兄弟条件は以下の通りです。

①	同時期に同じ保育施設を利用できなければ空き待ちをする。
②	同時期であれば、別々の保育施設でも利用する。
③	1人だけでも利用する。他の児童は兄弟と同じ保育施設を利用できるまで空き待ちをする。
④	1人だけでも利用する。他の児童は別々の保育施設でも良いので空き待ちをする。

目黒区では、年齢の低いクラスから順に選考を行います。

兄弟条件を①にした場合、下の子の内定施設1園のみが、上の子の選考対象施設となります。下の子の内定施設で、上の子のクラス年齢に空きがなければ兄弟ともに内定が出ません。

また、下の子の内定施設で、上の子のクラス年齢に空きが無い場合で、下の子の希望下位園であれば、上の子のクラス年齢に空きがある場合でも、下の子の内定施設を下位にする変更は行いませんので、兄弟ともに内定が出ません。

## 2 利用調整基準指數等

目黒区では、保育を取り巻く状況を踏まえ、利用調整基準指數等を定めています。  
利用調整基準指數等は毎年度見直しを行っています。

### (1) 基本指數

類型番号	保護者の状況（細目の内容を常態としているため保育に当たれない場合）			基本指數
	類型	細 目		
1	就 労	週5日かつ一日7時間以上の就労をしている		20
		週5日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		18
		週4日かつ一日7時間以上の就労をしている		16
		週4日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		14
		週3日かつ一日7時間以上の就労をしている		12
		週3日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		10
		上記に該当していないが、月48時間以上の就労をしている		8
2	疾 障 出 病 傷 産	入 院 疾 病 負 傷 居 宅 内 療 養	おおむね3か月以上の入院が見込まれる場合	20
			常時病臥	20
			精神性疾患で通院加療を行っている	20
			一般療養（通院加療を行い、かつ安静を要する）	17
		障 害	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級に該当する場合又は、愛の手帳（療育手帳）1度、2度、3度のいずれかに該当する場合	20
			身体障害者手帳3級に該当する場合、愛の手帳4度に該当する場合	17
			身体障害者手帳4級に該当する	13
		出 産	出産月を含む前後2か月	9
		入 院 通 院 通 所	週5日かつ一日4時間以上の付添い	18
			週4日かつ一日4時間以上の付添い	14
			週3日かつ一日4時間以上の付添い	10
3	介 護 看 護 (三親等以内の親族に限る)	自宅介護	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級、愛の手帳1度、2度、3度又は要介護4、5に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している	20
			身体障害者手帳3級、4級、愛の手帳4度又は要介護1、2、3に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している	13
			上記以外の介護をしている	9
4	求 職	求職（起業準備を含む）のため、屋間に外出することを常態としている（採用内定のある場合を含む）		
5	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧		
6	就 学	就学（学校教育法に定める大学、高等専門学校、同法124条に定める専修学校に通学）又は職業訓練（職業能力開発促進法第15条の7第3項に定める公共職業能力開発施設等に通所）をしている		
7	その他の	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等（単身赴任を除く）	20
		虐待等	児童虐待を行っている若しくは再び行われるおそれがある場合又は配偶者等からの暴力がある	20
		特例	上記に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合	※1

※1 31ページの類型番号6及び7をご参照ください。

## (2) 調整指數

調整番号	調整項目	適用する世帯等の状況	調整指數
1	不存在	ひとり親世帯又は両親が不存在の世帯	10
2	虐待等	児童虐待が行われている若しくは再び行われるおそれがある場合又は配偶者等からの暴力等により保育に当たれない場合	10
3	低所得	生活保護世帯又は申込締切日現在、その年度の住民税が非課税かつ前年度の住民税が非課税である世帯	2
4	就労制限	児童又は児童と生計を一にしている二親等以内の同居親族に障害があるため、保護者の就労が制限されている	2
5	同居親族	二親等以内の同居親族（入所日時点で65歳以上、病気療養中、就労を除く）が児童の保育に当たれる	-2
6	在勤者	目黒区外に居住し、保護者のいいずれかの勤務先が目黒区内にある	-10
7	地域型保育	児童が年齢制限のある地域型保育事業を継続して1か月以上利用している（小学校就学前までの連携施設がある場合を除く）	2
8	認可外保育	児童を認可外保育施設、幼稚園又は個人（三親等以内の親族を除く）等に週3日かつ1日4時間以上継続して1か月以上預け、その対価を支払っている（求職中や育児休業中は加算対象とはなりません。）	2
9	障害児	児童が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳の交付を受けている	2
10	兄弟揃え	兄弟姉妹が別々の認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に在園していて、いいずれか一方の在園している認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に転園を希望する	2
11	就労実績	就労開始からの実績が1か月未満の場合（産休・育休から復帰した場合を除く）	-1
12	内定辞退	内定を辞退した場合	-1
13	育休延長	希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長を許容できる	-40

◆あわせて32ページをご参照ください

## (3) 利用調整基準指數同位の優先順位

順位	内 容
1	区内在住児
2	ひとり親世帯
3	基本指數上位者
4	新規申込者（兄弟姉妹と同一園を希望する場合を含む）
5	区内保育施設（区が利用調整する施設等及び区内の東京都認証保育所）に週5日かつ1日7時間以上勤務する育児休業中（各年4月の利用調整においては、地域型保育又は東京都認証保育所の卒園児に関して育児休業中以外の場合を含む。）の保育士又は看護師であって、当該児童の入所月の翌年度末まで区内保育施設において保育又は看護業務に継続して従事するもの
6	年齢上限のある区が利用調整する施設等を利用している卒園児（卒園児4月のみ）
7	保護者が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいいずれかが交付されている（基本指數の類型番号2の障害に該当する者）
8	介護・看護（基本指數の類型番号3に該当する者）
9	保護者のいいずれかが長期入院者又は常時病臥の場合
10	兄弟姉妹（卒園予定児を除く）が在所している又は二人以上同時申込み
11	児童を認可外保育園等に預け、父母が育児休業等から復職した日（認可外受託認定日）の早い者
12	世帯で保育料の滞納がない
13	申込み締切日までに就労している者（育児休業など、休職期間中の者は除く）
14	目黒区内に二親等以内の親族（入所日時点で65歳以上、病気療養中、就労等を除く）がいない
15	区市町村民税が低い世帯
16	目黒区在住期間が長い世帯（保護者のいいずれかの長い方）

◆あわせて33ページをご参照ください。

## (4) 各項目の補足説明

### ① 基本指数について（29ページ参照）

類型番号	保護者の状況（細目の内容を常態としているため保育に当たれない場合）		補足説明
	類型	細目	
1	就労	週5日かつ一日7時間以上の就労をしている	<p>「就労」とは、給与・賃金・報酬等の対価が発生する労働とします。仕事の手伝い・ボランティア・起業準備等の対価の生じないものは就労としません。また、月48時間に満たない場合も就労としません。これらの場合、類型番号4「求職」の指数を適用します。</p> <p>雇用形態に関わらず、労働契約上の正規労働時間により指数を判定します。また、就労時間は休憩時間を除いた実労働時間です。</p>
		週5日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	
		週4日かつ一日7時間以上の就労をしている	
		週4日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	
		週3日かつ一日7時間以上の就労をしている	
		週3日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	
		上記に該当していないが、月48時間以上の就労をしている	
3	介護 看護 (三親等以内の親族に限る)	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級、愛の手帳1度、2度、3度又は要介護4、5に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している	<p>基本指数の類型番号3「介護、看護」の「自宅介護」とは、要介助者の住所と申請世帯の住所が住民登録上同一であることをいいます。</p>
		身体障害者手帳3級、4級、愛の手帳4度又は要介護1、2、3に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している	
		上記以外の介護をしている	
6	就学	就学（学校教育法に定める大学、高等専門学校、同法124条に定める専修学校に通学）又は職業訓練（職業能力開発促進法第15条の7第3項に定める公共職業能力開発施設等に通所）をしている	<p>基本指数の類型番号「就学」及び類型番号7「その他」の「特例」は、類型番号1「就労」の基本指数を準用します。</p>
7	その他	特例	
上記に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合			

## ② 調整指標について（30ページ参照）

調整項目	適用する世帯等の状況	補足説明
低所得	生活保護世帯又は申込締切日現在、その年度の住民税が非課税かつ前年度の住民税が非課税である世帯	<p>調整番号3「低所得」に示す非課税世帯の判定基準年度は、利用調整月により異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年9月から令和6年8月入所利用調整 →令和5年度、令和4年度の区市町村民税</li> <li>令和6年9月から令和7年8月入所利用調整 →令和6年度、令和5年度の区市町村民税</li> </ul>
就労制限	児童又は児童と生計を一にしている二親等以内の同居親族に障害があるため、保護者の就労が制限されている	調整番号4「就労制限」は、制限を受けている保護者が、基本指標の類型「就労」の「週5日かつ一日7時間以上就労をしている」に該当する場合は適用されません。
同居親族	二親等以内の同居親族（入所日時点で65歳以上、病気療養中、就労を除く）が児童の保育に当たれる	<p>同居とは、住民登録上の世帯が同一であることをいいます。</p> <p>【二親等以内の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童の祖父母→該当</li> <li>児童の両親の兄弟姉妹→非該当</li> </ul>
地域型保育	児童が年齢制限のある地域型保育事業を継続して1か月以上利用している（小学校就学前までの連携施設がある場合を除く）	調整番号7「地域型保育」8「認可外保育」の加算対象にあたるのは以下の条件を満たした場合です。 <p>①週3日かつ1日4時間以上対価を支払ってお子様を地域型保育事業・認可外保育施設・定期利用保育事業・幼稚園等に預けている。（緊急一時保育は対象外）</p> <p>②産後又は育児休業中でない。（ただし、下のお子様の育児休業前から育児休業中も引き続き上のお子様を認可外保育施設に預けている場合は、育児休業中も上の子様の調整指標が加算されます。また、出産後、間もなく仕事に復帰した場合でも、最低産後6週間は産後休業期間として扱います。）</p> <p>③基本指標の細目のいずれかに該当する。（求職を除く）</p> <p>④①～③の条件を1か月以上継続して満たしている。 【例】12/8が締切日の場合、11/9以前から①～③の条件を満たしている必要があります。</p> <p>⑤受託証明書を提出している。（地域型保育事業除く）</p>
認可外保育	児童を認可外保育施設又は個人（三親等以内の親族を除く）等に週3日かつ1日4時間以上継続して1か月以上預け、その対価を支払っている（求職中や育児休業中は加算対象とはなりません。）	
兄弟揃え	兄弟姉妹が別々の認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に在園していて、いずれか一方の在園している認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に転園を希望する	兄弟姉妹のいずれか一方しか認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に在園していない場合や、どちらも在園していない認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園への転園を希望する場合は対象となりません。また、1号認定で認定こども園をご利用の場合も対象となります。
就労実績	就労開始からの実績が1か月未満の場合（産休・育休から復帰した場合を除く）	【例】 12/8が締切日の場合、就労開始が11/10以降であれば減点の対象となります。 転職の場合、退職日と次の勤務先での就労開始日を含む一週間の間に週3日かつ1日4時間以上の勤務があれば、減点の対象となります。
内定辞退	内定を辞退した場合	利用内定を辞退した入所月の年度内における利用調整時、及び翌年度4月1次、2次における利用調整時に適用されます。
育休延長	育児休業延長を目的として申請する場合	40点に満たない基本指標の場合は基本指標の上限までの点数を減じます。なお、他の調整指標は同時に適用しませんが、利用調整基準指標同位の優先順位は適用します。

### ③ 利用調整基準指標同位の優先順位について（30ページ参照）

順位	内 容	補足説明
3	基本指標上位者	利用調整基準指標が同位となった場合、基本指標が上位である方が優先となります。 【例】利用調整基準指標40点の場合 基本指標40の世帯>基本指標38+調整指標2の世帯
4	新規申込者（兄弟姉妹と同一園を希望する場合を含む）	転園の場合は新規申込者となりません。ただし、調整番号10「兄弟揃え」に該当する場合は新規申込者となります。 また、年齢制限のある地域型保育事業（小学校就学前までの連携施設がある場合を除く）又は家庭福祉員からの転園は新規申込者となります。
5	区内保育施設（区が利用調整する施設等及び区内の東京都認証保育所）に週5日かつ1日7時間以上勤務する育児休業中（毎年4月の利用調整においては、地域型保育又は東京都認証保育所の卒園児に関して育児休業中以外の場合を含む。）の保育士又は看護師であって、当該児童の入所月の翌年度末まで区内保育施設において保育又は看護業務に継続して従事するもの	通常の就労証明書に加えて、「保育士・看護師の勤務内容証明書」の提出が必要となります。
6	年齢上限のある区が利用調整する施設等を利用している卒園児（卒園児4月のみ）	地域型保育事業と家庭福祉員（保育ママ）、東京都認証保育所が対象です。（小学校就学前までの連携施設がある場合を除く）
9	保護者のいすれかが長期入院者又は常時病臥の場合	長期入院者とは、申込み締切日時点及び入所日時点で、入院の状態にあり、入院の開始から3か月以上入院を予定していることをいいます。
11	児童を認可外保育園等に預け、父母が育児休業等から復職した日（認可外受託認定日）の早い者	受託認定日は、調整番号7「地域型保育」8「認可外保育」の補足説明の①～③の条件が揃った時点を起算点とし、上記調整番号が適用された時点で発生します。途中でいすれかの条件が欠けた場合は、その時点で受託認定日が消滅します。ただし、下のお子様の育児休業前から育児休業期間中も引き続きお子様を認可外保育施設に預けている場合のみ、復職後の利用調整から育児休業取得前に遡って受託認定日を適用します。 また、受託料の契約形態（月額、日額、時間単価等）に関わらず、あらかじめ週の受託日数と受託時間が固定された受託契約を結んでいる場合は、契約上の受託日数と受託時間により判定します。週の受託日数と受託時間が固定されていない又は不規則である等の場合は、実際の受託実績により判定します。
13	申込み締切日までに就労している者（育児休業など、休職期間中の者は除く）	出産後、間もなく仕事に復帰した場合でも、産後6週間は産後休業期間として扱います。
15	区市町村民税が低い世帯	区市町村民税とは、保育料の算定に使用する、世帯の区市町村民税所得割額をいいます。詳細は62ページ「保育料（利用者負担額）」をご確認ください。

### 3 延長保育利用調整基準指數等

#### (1) 実施指數

類型 番号	保護者の状況 (細目の内容を常態としているため保育に当たれない場合)		実施指數
	類型	細目	
1	就労	延長保育必要日数が平均して週5日以上	10
		延長保育必要日数が平均して週3日以上	9
		延長保育必要日数が平均して週1日以上	8
2	不存在	保護者が不存在（単身赴任を含む）及び虐待等	10
3	特例	疾病、介護等明らかに延長保育が必要と認められる場合	※

実施指數は、児童の父母それぞれの状況に基づいて認定し、合算します。

※類型番号3「特例」の実施指數は、類型番号1「就労」の実施指數を準用します。

#### (2) 実施指數同位の優先順位

順位	内容
1	区内在住児
2	在園児
3	ひとり親世帯等
4	就労
5	保護者が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいずれかが交付されている（基本指數の類型番号2の障害に該当する者）
6	介護・看護（基本指數の類型番号3に該当する者）
7	長期入院者又は常時病臥
8	二親等以内の同居親族（延長保育利用開始時点で65歳以上、病気療養中、就労等を除く）がいない
9	兄弟姉妹が延長保育を利用している
10	転所申込みで転所前に延長保育を利用している
11	子どものお迎えや延長保育をベビーシッター等に委託している
12	延長保育の申込み待機期間が長い
13	勤務終了時間がお迎えに間に合わない
14	区市町村民税が低い世帯
15	目黒区在住期間が長い世帯（保護者のいずれかの長い方）

## 4 結果通知

利用調整の結果通知は、お申込みの初月と、4月の1次、2次利用調整の結果発表時に郵送でお届けします。その他の月については、内定したとき以外結果通知はお送りしません。育児休業給付金の申請用等にその他の月について保育所に入所する事ができなかった旨の証明書等が必要な場合、各月の結果発表日以降に「利用調整結果照会依頼」を提出いただければ、後日証明書を郵送致します。申請書は窓口とホームページ上にご用意しております（証明書は、発行までに通常一週間程度かかります）。

ただし、お申込み有効期間外の月や、利用調整を行っていない2・3月の証明書は発行できません。2・3月の証明書が必要な場合、5ページ「2年間スケジュール」を提出する等でご対応ください。

【例】

申込み年月日	保育の希望開始日	お申込み有効期間
令和6年5月9日	令和6年6月1日	令和6年6月利用調整～令和7年5月利用調整まで

	結果通知	利用調整結果照会依頼による証明書の発行
令和6年6月利用調整	○	
令和6年7月～令和7年1月利用調整	×	○
令和7年2・3月利用調整	×	×
令和7年4月利用調整（1次・2次）	○	
令和7年5月利用調整	×	○

## 5 内定辞退

保育施設は10園まで希望することができますが、内定後に「希望順位が低い」「保育施設までの距離が遠い」等の理由で内定を辞退される方がおられます。希望保育施設を記入する際には、実際に通える範囲の保育施設をお選びください。入所内定を辞退する場合は、速やかに内定施設及び保育課保育施設利用係に連絡の上、「内定辞退届」を提出してください。

内定を辞退された場合は、お申込みについても取下げとなります。また、内定を辞退されると、内定を辞退した入所月の年度内における利用調整から翌年度4月利用調整（1次・2次ともに）まで-1点となります。

## 施設一覧

目黒区でお申込みを受付け、利用調整を行う保育施設について掲載しています。園庭とは、2歳児以上の定員数×3.3㎡以上を基準としています。園の所在地や周辺環境を確認する場合は、近隣住民の方の迷惑にならない様にご配慮ください。また、定員数は変動する可能性があります。

### 1 公立認可保育園

国が定めている基準に基づいて、区が運営しています。

#### (1) 開所時間

午前7時15分から午後6時15分

#### (2) 保育時間

##### ①通常保育

保育時間は、保護者の勤務時間と通勤時間を考慮し、開所時間の範囲内で必要最小限の時間であることを原則としています。ただし、4か月未満のお子様の場合は、公立認可保育園での保育時間は午前8時30分から午後5時までの範囲内です。

##### ②延長保育

開所時間を超えて保育が必要な場合、延長保育を実施しています。

施設によって実施時間が異なります。また、施設によっては、延長保育の利用不承諾者かつ延長保育の利用申込みが有効期間内の方を対象に、日を単位とした延長保育の利用（スポット延長）を受け付けています。44ページの「(8) 公立認可保育園一覧」をご参照ください。

延長保育を希望する場合はお申込みが必要です。お申込み方法については21ページ「8 延長保育のお申込み」をご確認ください。

#### (3) 休所日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

#### (4) 保育料

62ページ「保育料（利用者負担額）」をご参照ください。

#### (5) 見学や施設の詳細について

直接各園にお問い合わせください。

## (6) 保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

転出した年度末まではご利用いただけますが、翌年度以降は利用することができません。

ただし、保護者のいずれかが目黒区内在勤（在学）者の場合については、翌年度以降も利用が可能です。保育施設入所後に区外へ転出された場合、「区外転出（利用継続）届（目黒区様式）を提出し、転出した月中に必ず転出先の自治体で転入手続きと同時に「保育所の継続利用」のお申込みを行ってください。

## (7) 民営化のお知らせ

**【重要】ひもんや・第三ひもんや、中町・中央町、第二上目黒、目黒本町保育園を希望される方は、必ずお読みください。**

目黒区では、今後も待機児童ゼロを維持するとともに、保育の質の向上、多様な保育ニーズに適切に対応していくために、区立保育園の民営化を計画的に進めることとしています。

### ① ひもんや・第三ひもんや保育園

#### ア 民営化時期

令和10年4月

#### イ 民営化までの流れ

- 令和8年4月にひもんや保育園の在園児を、ひもんや保育園から徒歩約12分の距離にある第三ひもんや保育園に引継ぎ、統合します。
- 両園とも、下表のとおり、令和8年度の統合に向けて、順次「保育定員」を縮小していきます。
- 令和8年度は、両園の子どもたちが初めて一緒にになり、統合保育を行います。
- その後、園児が居なくなった、ひもんや保育園跡地で、令和8年度に保育事業者が旧区立園舎を解体し、令和9年度には新園舎整備を進め、令和10年度に私立認可保育所を新規開設し、第三ひもんや保育園の在園児を引継ぐことで、両園の民営化を成す計画となっています。

		統合年度					民営化	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
ひもんや	0歳	3	3	-	-	-	民設民営化園開設	引継ぎ
	1歳	8	4	-	-	-		
	2歳	9	8	-	-	-		
	3歳	22	9	-	-	-		
	4歳	28	22	-	-	-		
	5歳	28	28	-	-	-		
	計	98	74	-	-	-		
第三ひもんや	0歳	6	6	6	6	6		
	1歳	9	7	9	15	15		
	2歳	10	9	11	15	15		
	3歳	15	10	17	15	15		
	4歳	20	15	19	17	17		
	5歳	20	20	37	20	20		
	計	80	67	99	88	88		

## ウ 考慮事項

- 上記イのとおり、令和8年度には、ひもんや保育園から第三ひもんや保育園への移動（転園）が発生します。
- 令和8年度の5歳児クラスの定員は37人で、2クラスに分けて保育を行う予定です。
- 令和8年度は、5歳児の定員構成が多くなりますが、各種行事やイベントがこれまで通り行えるよう、工夫を行ってまいります。
- 統合に向けた定員縮小時においても、充実した保育ができるよう、できる限り工夫してまいります。
- 統合時に子どもたちが不安を感じることがないよう、お互いの園児や職員が交流を行い、関係性を構築するなど、統合に際しては、お子様への影響に十分配慮し、引継ぎを行います。

## ② 中町・中央町保育園

※中央町保育園は、民営化対象園ではありません。

### ア 中町保育園民営化時期

令和11年4月

### イ 民営化までの流れ

- 令和9年4月に中町保育園の在園児を、中町保育園から徒歩約11分の距離にある中央町保育園に引継ぎ、統合します。
- 両園とも、下表のとおり、令和9年度の統合に向けて、順次「保育定員」を縮小していきます。
- 令和9年度は、両園の子どもたちが初めて一緒に、統合保育を行います。
- その後、園児が居なくなった中町保育園跡地で、令和9年度に保育事業者が旧区立園舎を解体し、令和10年度には新園舎整備を進め、令和11年度に私立認可保育所を新規開設し、令和10年度末の時点で中央町保育園に在籍する児童のうち、希望者を中町保育園跡地の新園に引継ぎます。引継ぎを希望されない場合は、令和11年度以降も区立の中央町保育園に在園することとなります。

## ウ 考慮事項

- 上記イのとおり、令和9年度には、中町保育園から中央町保育園への移動（転園）が発生します。
- 統合に向けた定員縮小時においても、充実した保育ができるよう、できる限り工夫してまいります。
- 統合時に子どもたちが不安を感じることがないよう、お互いの園児や職員が交流を行い、関係性を構築するなど、統合に際しては、お子様への影響に十分配慮し、引継ぎを行います。

		統合年度					民営化	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
中町	0歳	6	3	3	-	-	-	民設民営化園開設
	1歳	9	7	5	-	-	-	
	2歳	10	9	7	-	-	-	
	3歳	24	10	9	-	-	-	
	4歳	24	24	10	-	-	-	
	5歳	24	24	24	-	-	-	
	計	97	77	58	-	-	-	
中央町	0歳	6	6	6	6	6	6	引継ぎ(希望者)
	1歳	9	8	9	9	9	15	
	2歳	11	9	8	14	14	15	
	3歳	23	11	9	15	15	15	
	4歳	23	23	11	18	18	15	
	5歳	23	23	23	21	21	21	
	計	95	80	66	83	83	87	

## ③ 第二上目黒保育園

### ア 民営化時期

令和7年4月

### イ 民営化までの流れ

- 第二上目黒保育園は、令和7年3月末に閉園し、令和7年4月に新園舎に在園児を引継ぐことにより民営化します。
- 民営化後は、社会福祉法人どろんこ会が運営する私立認可保育所となります。
- 新園舎は、以下の位置図のとおり、現園から215メートルほどの距離の上目黒職員住宅・目黒土木公園事務所跡地（上目黒2-48-2）に整備する予定です。
- 園庭の確保や一時預かり保育の実施などにより、保育環境の向上と保育の充実が図れるように進めてまいります。

新園舎整備予定地及び第二上目黒保育園の位置図



- 民営化に当たっては、今後の保育需要を踏まえ、令和7年度の民営化に向けて以下の表のとおり、順次「保育定員」を縮小していきます。

		民営化	
		令和6年度	令和7年度
第二上目黒	0歳	6	6
	1歳	10	10
	2歳	14	12
	3歳	14	14
	4歳	14	14
	5歳	18	14
	計	76	70

#### ウ 考慮事項

- 民営化に向けた定員縮小時においても、充実した保育ができるよう、できる限り工夫してまいります。
- 民営化園への在園児の引継ぎに当たっては、保護者説明会の実施等により事前に説明する機会を設け、区と保育事業者が連携し、保護者の意見や要望を聴きながら、子どもへの影響に十分配慮して進めていきます。

#### ④ 目黒本町保育園

##### ア 民営化時期

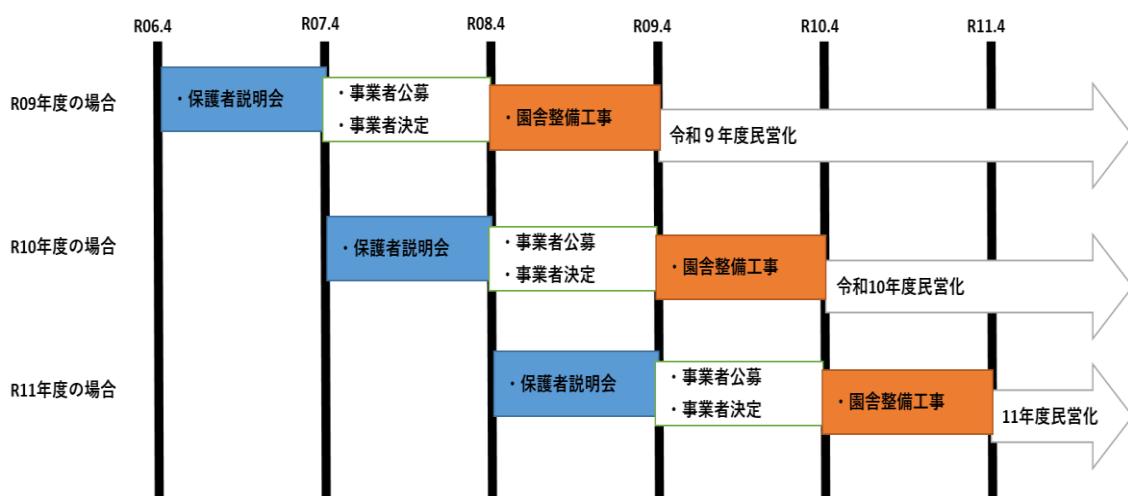
未定

##### イ 民営化までの流れ

- 令和4年3月に策定した「区立保育園の民営化に関する計画（令和3年度～11年度）」では、3年間の期間で準備を行い、民営化することを基本として進めるとしています。そのため、最も早くて、令和9年度以降、民営化する可能性があります。なお、具体的なスケジュール等が決定した際には、在園する保護者の皆様への影響を考慮し、可能な限り、前もった周知に努めてまいります。

##### ※ 民営化までの基本的なスケジュール<参考>

仮に、最も早い、令和9年度から民営化することとなった場合には、その3年前である、令和6年度から次の表のとおり、準備を開始していくことになります。



民営化計画や民営化に向けた今後の取組内容の詳細は、区ホームページでもご覧いただけます。

区ホームページは以下のコードからご覧になれます。



＜民営化に関するお問い合わせ＞  
子育て支援部保育計画課保育施設整備係  
電話番号：03-5722-9429

## (8) 公立認可保育園一覧

別紙の「施設案内図」と併せてご覧ください。

地図番号	保育園名	所在地	電話番号	入園可能最小月齢	保育年齢別定員	延長保育時間	スポット延長	園庭の有無	給食調理委託化
A	駒場保育園	駒場 1-22-1	3469-6775	57日目～	別冊「定員一覧表」をご覧ください。	19:15まで		○	
B	菅刈保育園	青葉台 2-10-27	3462-0219	57日目～		19:15まで		○	
C	第二上目黒保育園	上目黒 2-15-8	3719-8656	57日目～		19:15まで			
D	田道保育園	目黒 3-4-4	3760-3935	57日目～		19:15まで	○	○	
E	不動保育園	下目黒 6-11-20	3792-7475	57日目～		19:15まで		○	
F	中町保育園	中町 2-37-15	3719-2640	57日目～		19:15まで		○	
G	祐天寺保育園	祐天寺 1-10-9	3719-5263	57日目～		19:15まで		○	○
H	中央町保育園	中央町 2-30-7	3719-5843	57日目～		19:15まで		○	○
I	目黒本町保育園	目黒本町 2-1-20	3792-6327	57日目～		19:15まで	○	○	
J	原町保育園	原町 1-20-16	3712-4119	57日目～		19:15まで		○	○
K	南保育園	南 1-18-30	3717-5177	57日目～		19:15まで	○	○	○
L	ひもんや保育園	碑文谷 2-8-9	3712-1035	57日目～		19:15まで	○	○	○
M	第三ひもんや保育園	碑文谷 5-15-19	3716-8391	57日目～		19:15まで		○	○
N	大岡山保育園	大岡山 1-36-10	3724-1544	57日目～		19:15まで		○	
O	八雲保育園	八雲 3-10-18	3718-4084	57日目～		20:15まで	○	○	○

## 2 私立認可保育園

国が定めている基準に基づいて、民間事業者等が運営しています。

### (1) 開所時間

午前7時15分から午後6時15分

### (2) 保育時間

#### ①通常保育

保育時間は、保護者の勤務時間と通勤時間を考慮し、開園時間の範囲内で必要最小限の時間であることを原則としています。

#### ②延長保育

直接各園にお問い合わせください。

### (3) 休所日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

### (4) 保育料

62ページ「保育料（利用者負担額）」をご参照ください。

### (5) 見学や施設の詳細について

直接各園にお問い合わせください。

### (6) 保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

翌年度以降も利用が可能です。

保育施設入所後に区外へ転出された場合、「区外転出（利用継続）届」（目黒区様式）を提出し、転出した月中に必ず転出先の自治体で転入手続きと同時に「保育所の継続利用」のお申込みを行ってください。

## (7) 私立認可保育園一覧

別紙の「施設案内図」と併せてご覧ください。

地図番号	保育園名	注意事項	定員予定	所在地	電話番号	入園可能最小月齢	保育年齢別定員	園庭の有無
1	BunBu学院Jr.中目黒園			青葉台1-15-14	6712-7292	57日目～		
2	目黒東山ちとせ保育園（分園） ※自黒天空ちとせ保育園			東山2-7-14	3792-5050	57日目～	○	
3	目黒東山ちとせ保育園（本園）			東山2-10-17	3711-7716	1歳児クラス～	○	
4	双葉の園ひがしやま保育園			東山2-10-16	6303-0731	57日目～	○	
5	キッズハウス池尻大橋			大橋2-3-5	6407-0460	4か月～		
6	野のゆり保育園			大橋2-15-12	5790-9091	57日目～	○	
7	双葉の園保育園			大橋2-16-6	3465-0270	57日目～	○	
8	のぞみ保育園			大橋2-19-1	3466-0269	57日目～	○	
9	アソシエ大橋保育園			大橋2-22-42	6407-0486	57日目～		
10	中目黒駅前保育園			上目黒 1-26-1	3711-7110	57日目～		
11	中目黒ちとせ保育園			上目黒2-10-9	3793-7511	57日目～		
12	桑の実中目黒保育園			上目黒3-37-24	6303-4431	57日目～		
13	上目黒桜祐保育園			上目黒3-39-20	6451-2855	6か月～		
14	コピーフリースクールかみめぐろ			上目黒5-5-8	6452-3781	57日目～		
15	キッズガーデン上目黒			上目黒5-19-33	6303-0870	57日目～		
16	桜のこみち保育園			中目黒2-6-20	6412-8606	57日目～		
17	キッズガーデン中目黒			中目黒3-5-8	6303-1950	90日目～		
18	中目黒どろんこ保育園			中目黒5-7-4	6452-4375	57日目～	○	
19	目黒三田保育園キミトミライト			三田1-11-26	6412-7181	1歳児クラス～		
20	目黒保育園			目黒 1-7-16	3779-1381	57日目～	○	
21	キッズガーデン目黒三丁目			目黒3-1-3	5708-5571	57日目～		
22	さくらさくみらい目黒			目黒3-6-19	6712-2723	1歳児クラス～		
23	アソシエ目黒おととり保育園			目黒3-11-3	5722-3911	57日目～		
24	アンジェリカ下目黒2丁目保育園A	◆1	◇	下目黒2-2-2 (1F)	5759-8237	57日目～		
	アンジェリカ下目黒2丁目保育園B	◆2	◇					
25	アソシエ下目黒保育園			下目黒2-19-3	5759-4141	57日目～		
26	まなびの森保育園目黒			下目黒2-24-12	5496-2272	1歳児クラス～		
27	みらいく下目黒園			下目黒3-6-6	6412-8375	57日目～		
28	さくらさくみらい下目黒			下目黒3-17-2	6452-3139	57日目～		
29	グローバルキッズ目黒園			下目黒4-7-2	6303-2202	57日目～		

別冊「定員一覧表」をご覧ください。

別冊「定員一覧表」をご覧ください。

地図番号	保育園名	注意事項	定員予定	所在地	電話番号	入園可能最小月齢	保育年齢別定員	園庭の有無
30	アソシエ不動保育園			下目黒4-11-11	6452-4931	57日目～		
31	アンジェリカ下目黒6丁目保育園		◇	下目黒6-15-18	6451-2156	57日目～		
32	ミアヘルサ保育園ゆらりん下目黒	※		下目黒6-18-11	6412-8134	57日目～		
33	油面ちとせ保育園			中町1-5-5	6452-3320	57日目～	○	
34	アソシエ油面公園保育園			中町1-16-21	5734-1381	57日目～		
35	夢花保育園			中町2-46-14	3791-9614	57日目～	○	
36	くれよん保育園本園	◆3		五本木2-15-9 (1F)	3710-3782	57日目～		
37	くれよん保育園分園			中町2-48-33 (2F)	6452-2207	3歳児クラス～		
38	アスク上目黒保育園		◇	五本木1-12-13	5773-8088	57日目～		
39	AIAI NURSERY 祐天寺			五本木1-26-2	6452-2324	57日目～		
40	蓮美幼稚学園祐天寺ナーサリー			五本木1-31-15	5725-1152	57日目～	○	
41	アソシエ祐天寺西保育園			五本木1-40-11	6303-4817	57日目～		
42	しいのき保育園			五本木2-20-20	5725-1733	57日目～	○	
43	にじいろ保育園学芸大学			五本木3-13-3	6451-0471	57日目～		
44	ちゃいれっく祐天寺駅前保育園			祐天寺2-11-10	5734-1095	57日目～		
45	みらいく鷹番園			中央町1-19-9	5708-5755	57日目～		
46	目黒かえで保育園			中央町2-32-22	6303-1571	57日目～		
47	まなびの森保育園学芸大学前			目黒本町1-16-17	6303-0313	57日目～		
48	アンジェリカ目黒本町保育園			目黒本町3-16-2	5773-1856	57日目～		
49	第二ひもんや保育園			目黒本町 2-25-14	3713-8994	57日目～	○	
50	西小山すみれ保育園			原町1-3-16	3760-6010	57日目～		
51	にじいろ保育園原町			原町1-5-5	5734-1602	57日目～		
52	蓮美幼稚学園西小山ナーサリー			原町1-14-20	3710-4152	57日目～		
53	ホビンズナーサリースクール洗足			洗足2-27-16	6451-3506	57日目～		
54	グローバルキッズ大岡山園			南1-22-9	6421-3071	57日目～		
55	ピュアリー目黒南保育園			南2-10-3	3718-2255	57日目～		
56	ここいく保育園碑文谷			碑文谷2-8-2	6303-3539	57日目～		
57	さくらさくみらい碑文谷			碑文谷5-10-11	6412-7839	57日目～		
58	目黒碑文谷雲母保育園			碑文谷5-26-14	5725-1066	57日目～		
59	碑文谷もみじの森保育園			碑文谷6-13-1	6303-3772	57日目～		
60	アソシエ学芸大学東保育園			鷹番1-1-15	6412-7032	57日目～		

別冊「定員一覧表」をご覧ください。

地図番号	保育園名	注意事項	定員予定	所在地	電話番号	入園可能最小月齢	保育年齢別定員	園庭の有無
61	アソシ工学芸大学南保育園			鷺番1-15-19	6412-8962	57日目～		
62	さくらさくみらい学芸大			鷺番3-4-17	6451-2018	1歳児クラス～		
63	さくらさくみらい鷺番			鷺番3-24-1	6452-2328	57日目～		
64	アソシエ都立大学保育園			平町1-19-14	3724-0030	57日目～		
65	ポピンズナーサリースクール都立大学			平町1-25-21	6421-2691	57日目～		
66	さくらさくみらい都立大			平町2-2-20	5726-9993	1歳児クラス～		
67	モニカ都立大園	◆4		緑が丘1-2-14	5726-9145	57日目～		
68	緑丘保育園			緑が丘2-16-6	3723-1470	57日目～		
69	いいほいくえん自由が丘			緑が丘2-16-11	5731-4040	1歳児クラス～		
70	にじいろ保育園自由が丘			自由が丘1-2-13	6421-4892	57日目～		
71	アソシエ自由が丘保育園			自由が丘2-18-12	6421-3901	57日目～		
72	にじいろ保育園自由が丘目黒通り			自由が丘2-23-13	6421-2961	57日目～		
73	アソシエ柿の木坂マミー保育園			柿の木坂1-31-14	5729-3931	57日目～		
74	スクルドエンジェル保育園柿の木坂園			柿の木坂1-33-18	6421-4541	1歳児クラス～		
75	アソシエ柿の木坂保育園			柿の木坂2-14-4	3725-3939	57日目～	○	
76	アソシエハ雲ママン保育園			ハ雲2-18-19	5729-3902	57日目～		
77	アスクやくも保育園		◇	ハ雲3-12-10	5731-0315	57日目～		
78	にじいろ保育園ハ雲			ハ雲3-24-11	6421-4134	57日目～		
79	ナーサリールームベリーベアーハ雲			ハ雲3-32-2	5726-9101	57日目～		
80	東が丘保育園			東が丘1-1-1	3411-0780	6か月～	○	
81	アイグラン保育園東が丘			東が丘1-17-24	5787-5887	57日目～		
82	にじいろ保育園東が丘			東が丘1-29-22	5787-5342	57日目～		
83	ウィズブック保育園東が丘			東が丘2-8-5	6450-9175	57日目～		

- ◆1 アンジェリカ下目黒2丁目保育園Aは「アンジェリカ下目黒6丁目保育園」を3歳児以降の受け皿等の役割を担う連携施設として設定しています。
- ◆2 アンジェリカ下目黒2丁目保育園Bは2歳児クラスで卒園となり、3歳児以降の連携施設はありません。
- ◆3 くれよん保育園本園に在園している児童は、3歳児クラス以降はくれよん保育園分園に在園することになります。
- ◆4 モニカ都立大園の3歳児クラスは「モニカ緑が丘園A」からの受け皿等施設（4名分）となっているため、新規枠は年度によって0名となる可能性があります。
- ◇ 卒園までに利用できる定員を段階的に変更する予定の施設です。

\* 施設名称が令和6年4月1日より「ゆらりん下目黒保育園」から変更されます。

### 3 小規模保育施設（地域型保育事業）

子ども・子育て支援新制度において創設された地域型保育事業の1つである小規模保育施設は、目黒区の定めた基準を満たし区が認可した保育施設で、0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子様を6人から19人までの定員で保育します。

「コビースマイルキッズかみめぐろ」は、保育短時間の認定を受けている方のみお申込みができます。

#### （1）開所時間

50ページの「(8) 小規模保育施設一覧」をご参照ください。

#### （2）保育時間

##### ①通常保育

保育時間は、開所時間の範囲内で、保護者の勤務時間と通勤時間等を考慮して各施設と相談の上、契約してください。

##### ②延長保育

直接各園にお問い合わせください。

#### （3）休所日

日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

#### （4）保育料

62ページ「保育料（利用者負担額）」をご参照ください。

#### （5）見学や施設の詳細について

直接各園にお問い合わせください。

#### （6）保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

翌年度以降も利用が可能です。

保育施設入所後に区外へ転出された場合、「区外転出（利用継続）届」（目黒区様式）を提出し、転出した月中に必ず転出先の自治体で転入手続きと同時に「保育所の継続利用」のお申込みを行ってください。

## (7) 注意事項

小規模保育施設は面積100m<sup>2</sup>前後の小さな施設です。アレルギーをお持ちのお子様への給食の提供等個別の対応が難しい場合があります。ご検討の際には、施設にお問い合わせください。

## (8) 小規模保育施設一覧

別紙の「施設案内図」と併せてご覧ください。

### ① 保育標準時間認定・保育短時間認定対象施設

地図番号	保育園名	注意事項	所在地	電話番号	入園可能最小月齢	保育年齢別定員	開所時間	閉所時間	
1	HOPPA目黒保育園		目黒2-12-16	6712-2768	90日目～	別冊「定員一覧表」をご覧ください。	7:15	19:15	
2	不動さつき保育園	◆1	下目黒5-18-4	6303-0972	90日目～		7:30	19:30	
3	HOPPA中町保育園		中町1-25-16	5722-1551	90日目～		7:15	19:15	
4	保育ルーム目黒本町		目黒本町6-13-20	5725-3521	90日目～		7:15	19:15	
5	BabyOne		鷺番1-15-3	3713-8000	90日目～		7:30	19:30	
6	BUNBUN GARDEN学芸大学園		鷺番3-14-4	6412-8332	90日目～		7:30	19:30	
7	マザーグース都立大学園		平町1-26-18	5722-9652	90日目～		7:15	20:00	
8	ウィズブック保育園大岡山		大岡山2-2-14	6386-5044	90日目～		7:15	19:00	
9	モニカ縁が丘園A	◇1	縁が丘2-7-20	6421-1231	57日目～		7:15	19:15	
	モニカ縁が丘園B	◇2							
10	木下の保育園都立大学		中根2-13-18	3723-0223	90日目～		7:15	19:15	

◆1 不動さつき保育園は「ミアヘルサ保育園ゆらりん下目黒」を3歳児以降の受け皿等の役割を担う連携施設として設定しています。

◇1 モニカ縁が丘園 A は「モニカ都立大園」を3歳児以降の受け皿等の役割を担う連携施設として設定しています。

◇2 モニカ縁が丘園 B は2歳児クラスで卒園となり、3歳児以降の連携施設はありません。

### ② 保育短時間認定対象施設

地図番号	保育園名	注意事項	所在地	電話番号	入園可能最小月齢	1	2	開所時間	閉所時間
11	コピースマイルキッズかみめぐろ	●1	上目黒5-26-6	6452-3781	57日目～	●2	8:00	18:00	

●1 コピースマイルキッズかみめぐろへの問い合わせは、コピープリスクールかみめぐろ（6452-3781）で受けつけます。

●2 別冊「定員一覧表」をご覧ください。

## 4 事業所内保育施設（地域型保育事業）

子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の1つである事業所内保育施設は、会社等が設置する保育施設です。従業員のお子様（従業員枠）と地域のお子様（地域枠）と一緒に保育する施設です。目黒区の定めた認可基準を満たし、地域枠が設けられています。目黒区における利用調整対象は、地域枠（0歳児クラスから2歳児クラスまで）のみとなります。従業員枠については、設置者へお問い合わせください。

名称	設置者	電話番号
Jキッズピース三宿保育園	防衛省共済組合 中央病院支部	3411-0151 (内線6134)
優っくり保育園	社会福祉法人 奉優会	5734-1664

### （1）開所時間

52ページの「(7) 事業所内保育施設一覧」をご参照ください。

### （2）保育時間

#### ①通常保育

保育時間は、開所時間の範囲内で、保護者の勤務時間と通勤時間等を考慮して各施設と相談の上、契約してください。

#### ②延長保育

直接園にお問い合わせください。

### （3）休所日

土曜日（優っくり保育園のみ）、日曜日、祝日

年末年始（12月29日から1月3日）

### （4）保育料

62ページ「保育料（利用者負担額）」をご参照ください。

### （5）見学や施設の詳細について

直接園にお問い合わせください。

## (6) 保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

転出日の属する月中はご利用いただけますが、翌月以降は利用できません。

## (7) 事業所内保育施設一覧

別紙の「施設案内図」と併せてご覧ください。

名称	所在地	電話番号	入園可能 最小月齢		定員							開所時間 (延長保育含む) (保育時間については各園による)	地図番号
					0	1	2	3	4	5	計		
J キッズピース三宿保育園	東山2-26	6452-2680	57日目～	地域枠	4	5	6	—	—	—	15	午前7時00分～午後8時00分	☆
				従業員枠	4	3	5	11	11	11	45		
				計	8	8	11	11	11	11	60		
優っくり保育園	中央町2-32-23 特別養護老人ホーム黒中央の家 3階	5734-1664	57日目～	地域枠	2	3	3	—	—	—	8	午前7時15分～午後7時15分	★
				従業員枠	1	1	1	—	—	—	3		
				計	3	4	4	—	—	—	11		

(注) 定員は令和5年10月における令和6年4月の予定の定員です。

定員は今後変更する場合があります。最新の情報は区のホームページをご確認ください。

## 5 家庭福祉員（保育ママ）

家庭福祉員は、0歳児クラスから2歳児クラスまでの少人数（定員3人）のお子様を家庭福祉員の自宅等家庭的な環境の中でお預かりします。  
保育短時間の認定を受けている方のみお申込みできます。

### （1）開所時間

午前9時00分から午後5時00分

### （2）保育時間

#### ①通常保育

午前9時00分から午後5時00分までの8時間  
(日ごとに契約時間を変更することはできません。)

#### ②延長保育

お子様の送迎が契約時間よりも前後した場合、契約時間を超えた時間分は時間外保育となり、時間外保育料が別途かかります。土曜保育と時間外保育については、家庭福祉員とご相談ください。

### （3）休所日

日曜・祝日、年末年始休暇、年次休暇（年15日）、夏季休暇（7月1日から9月16日までの間で5日）、慶弔休暇、家庭福祉員の研修日（年3日）

なお、家庭福祉員が休暇等を取得する際は、保護者にお子様の保育を対応していただくことになりますので、ご協力をお願いします。

### （4）保育料

60ページ「家庭福祉員（保育ママ）」をご参照ください。

### （5）見学や施設の詳細について

目黒区を通じ行っていただきます。保育施設利用係までお問い合わせください。

### （6）保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

転出日の属する月中はご利用いただけますが、翌月以降は利用できません。

## (7) 注意事項

お子様の食事、おやつ等は持参してください。

## (8) 家庭福祉員（保育ママ）一覧

氏名	所在地	最寄り交通機関	入園可能 最小月齢	定員	地図番号
柏井	駒場1丁目	渋谷駅から東急バス『松見坂下』下車徒歩2分	6か月～	3	ア
川端	上目黒4丁目	東横線『祐天寺駅』下車徒歩7分・東急バス『三宿病院前』徒歩5分	//	3	イ
横山	目黒本町4丁目	学芸大学駅から東急バス『月光原』下車徒歩1分	//	3	ウ
東條	原町1丁目	目黒線『西小山駅』下車徒歩3分	//	3	エ
丹菊	鷺番3丁目	東横線『学芸大学駅』下車徒歩3分	//	3	オ
山本	東が丘1丁目	用賀・恵比寿間東急バス『東根小学校』下車徒歩4分	//	3	カ

※ 丹菊家庭福祉員は、令和7年3月31日をもって保育を終了します

## 6 幼稚園型認定こども園

3歳児クラス（年少組）から5歳児クラス（年長組）までの子どもの発達に応じた教育と保育を実施する施設です。幼稚園教育要領に基づき、幼児期にふさわしい遊びや生活を通して、「生きる力」の基礎を育てる幼児教育を推進しています。

なお、保育園と比べ、保護者に参加していただく行事が多くあります。詳細は各園にお問い合わせください。

幼稚園教育のみ（午前8時50分から午後2時まで）をご希望の方は、学校運営課学事係へお問い合わせください（TEL03-5722-9304）。

### （1）開所時間

午前7時30分から午後6時30分

### （2）保育時間

#### ①通常保育

57ページ「(9) 幼稚園型認定こども園一覧」をご参照ください。

#### ②延長保育

午後6時30分以降の延長保育は実施していません。

### （3）休所日

日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

### （4）保育料

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料はかかりません。

※別途、教材費等の費用はかかります。

### （5）見学や施設の詳細について

直接各園にお問い合わせください。

## (6) 保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

転出した年度末まではご利用いただけますが、翌年度以降は利用することができません。

保育施設入所後に区外へ転出された場合、「区域外通園等承認申請書」(目黒区様式)を学校運営課学事係へ提出し、転出した月中に必ず転出先の自治体で転入手続きと同時に「保育所の継続利用」のお申込みを行ってください。

なお、申請にあたり不明な点等がある場合は、学校運営課学事係へお問い合わせください(Tel03-5722-9304)。

## (7) 一日の流れ

### ①月曜日から金曜日

	7:30 (長)登園	8:30 (中)登園	8:50 (短)登園	12:00 昼食	14:00 (短)降園	15:00 おやつ	16:30 (中)降園	18:30 (長)降園
中時間保育		保育				保育		
長時間保育		保育		幼稚園教育(短時間保育)			保育	

### ②土曜日・長期休業期間(春休み・夏休み・冬休み)

	7:30 (長)登園	8:30 (中)登園	12:00 昼食	15:00 おやつ	16:30 (中)降園	18:30 (長)降園
中時間保育			保育			
長時間保育			保育			

## (8) 注意事項

- ①スクールバスはありませんので、送迎の際は必ず保護者等が付き添ってください。
- ②保育区分の変更を希望される際は(在園者対象)、転園のお申込みが必要となります。(利用調整の対象となります。)
- ③中時間保育と長時間保育の併願は可能ですが、短時間保育と中・長時間保育の併願はできません。

## (9) 幼稚園型認定こども園一覧

別紙の「施設案内図」と併せてご覧ください。

名称	みどりがおか		げっこうはら	
住所	縁が丘2-7-20縁が丘文化会館別館隣接		目黒本町4-15-3 月光原小学校内	
電話	3718-6622		3716-3024	
定員	<中時間保育> 3歳児：2人 4歳児：6人 5歳児：6人	<長時間保育> 3歳児：3人 4歳児：5人 5歳児：5人	<中時間保育> 3歳児：2人 4歳児：6人 5歳児：6人	<長時間保育> 3歳児：3人 4歳児：5人 5歳児：5人
保育時間 (月～土)	中時間保育：午前8時30分から午後4時30分まで 長時間保育：午前7時30分から午後6時30分まで			
延長保育	午後6時30分以降の延長保育は実施していません			
休園日	日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）			
備考	給食・おやつの提供あり			
地図番号	A		B	



## 保育料（利用者負担額）

### 1 幼児教育・保育の無償化

国の制度改正により、令和元年10月から3歳から5歳児クラスの全ての児童及び0歳から2歳児クラスの非課税世帯の児童は、保育料が無償です。さらに、令和5年10月から第2子以降の児童も、保育料が無償です。

ただし、区立保育園の延長保育を利用する方の保育料は、次項以降の算定に従い、延長保育料がかかります。私立保育園の延長保育料は、各園によります。

なお、無償となる児童についても、国・都からの給付金算定のため、保育料階層の算定は行います。

### 2 保育料の算定

#### (1) 認可保育園・地域型保育事業（小規模保育施設・事業所内保育施設等）・認定こども園の保育料

保育料は、世帯の住民税情報（区市町村民税所得割額）、保育の必要量及び児童のクラス年齢により階層を決定します。（非課税及び均等割のみの世帯も含む。）

月の初日に在籍している場合は、その月の保育料をお支払いいただきます。（保育料の日割り計算は行いません。）認可保育園は区が保育料を徴収し、地域型保育事業及び私立認定こども園は区が決定した階層区分の額を上限に、施設が保育料を設定し徴収します。また、認可保育園で延長保育を利用している場合、延長保育料をお支払いいただきます。保育料等の額は、62ページ「4 令和6年度保育料（利用者負担額）階層表」をご確認ください。

##### ①区市町村民税所得割額

税額控除前の区市町村民税所得割額から調整控除のみを控除した額が、保育料算定に使用する区市町村民税所得割額です。調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除）は適用しません。

なお、平成30年1月1日以降に指定都市（横浜市、川崎市等）から転入した世帯の区市町村民税所得割額は、税源移譲により変更される前の税率により算定します。

## ② 対象となる算定年度

保育料の算定は4月と9月に、区市町村民税所得割額を根拠にして階層を決定し、保護者に通知します。

保育料納付月	算定根拠となる区市町村民税の年度
令和6年4月～令和6年8月分	令和5年度の区市町村民税額
令和6年9月～令和7年3月分	令和6年度の区市町村民税額

## ③ 認可保育園等の保育料の負担軽減制度（0歳から2歳児クラス）

以下に該当する場合は、保育料の負担が軽減されます。

軽減内容	対象世帯	対象階層	対象児童	軽減後の保育料
多子世帯の負担軽減	生計を同一にしているお子さん（年齢制限なし）が2人以上いる場合	C1階層～D25階層	第2子以降	無料
要保護世帯の負担軽減	ひとり親世帯等（※1）	C1階層～D3階層 ※世帯の区市町村民税所得割額 77,101円未満	第1子	半額（※2）

※1 「ひとり親世帯等」は、ひとり親世帯、身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳1～4度を所持する方がいる世帯のことと言います。

※2 表中の保育料半額とは、62ページ「4 令和6年度保育料（利用者負担額）階層表」の（）内の金額になります。

上記の負担軽減に該当する世帯で、同一世帯内に障害児（者）がいる、世帯外に生計を一にする子どもがいる場合は、「保育料負担軽減申告書」の提出が必要です。 詳細は保育課保育施設運営係へお問い合わせください。

## ④ 注意事項

世帯の区市町村民税所得割額の確認ができない場合は、最高階層（D25階層）保育料となりますので、ご注意ください。

## （2）家庭福祉員（保育ママ）

保育料は所得に関わらず一律月額25,000円で、事業者へ支払います。時間外保育料は30分につき400円です。ただし、1か月分を合算し30分に満たない場合は、切り上げた時間数になります。

月の初日に在籍している場合は、その月の保育料をお支払いいただきます（保育料の日割り計算は行いません）。

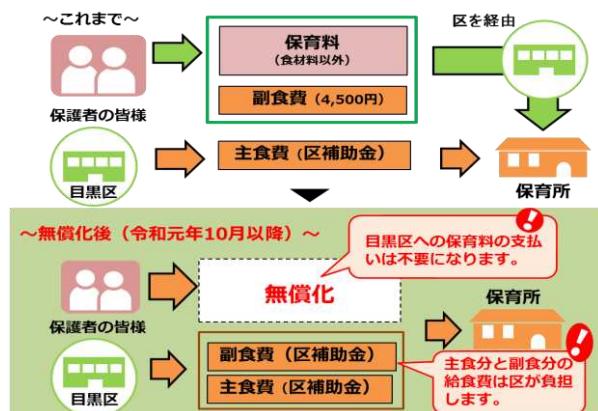
### 3 保育園の運営にかかる経費と保育料について

保育園の運営にかかる経費は、保護者の皆様に負担していただいている保育料と国・東京都・目黒区が負担する費用（税）で運営されています。

目黒区では、国の定めた基準よりも多額の経費を上乗せし、保育内容の充実や多様な保育サービスの提供に努めております。また、目黒区では保育料を国が定める基準より低額に設定し、保護者負担の大幅な軽減を図っています。

#### 3歳児から5歳児クラスの給食費補助について

国により、幼児教育・保育の無償化後（令和元年10月以降）の給食費は原則実費負担とされました。目黒区は子どもたちの食育の推進と、子育て世代の負担軽減のため、区の補助で食材費の全額を賄っています。



※区外保育所をご利用の方は、自治体により取り扱いが異なりますので、お問い合わせください。

## 4 令和6年度保育料（利用者負担額）階層表

定義 (世帯の区市町村民税均等割・所得割)	階層	保育料(月額)		公立延長保育料(月額) ※保育標準時間利用者のみ			
		保育標準時間	保育短時間	0~2歳児		0~2歳児	3歳児
				0~2歳児	3歳児	4歳以上児	
生活保護法による被保護世帯等及び里親世帯等	A	0	0	0	0	0	0
区市町村民税非課税	B	0	0	0	0	0	0
区市町村民税均等割のみ	C1	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)	600	600	600	
区市町村民税所得割	C2	2,500 (1,250)	2,500 (1,250)	600	600	600	
II	C3	3,200 (1,600)	3,200 (1,600)	600	600	600	
II	D1	7,100 (3,550)	7,000 (3,500)	900	900	900	
II	D2	8,800 (4,400)	8,700 (4,350)	900	900	900	
II	D3	9,900 (4,950)	9,800 (4,900)	900	900	900	
II	D4	16,500	16,300	1,600	1,300	1,300	
II	D5	20,600	20,300	2,000	1,300	1,300	
II	D6	23,100	22,800	2,200	1,400	1,300	
II	D7	25,900	25,500	2,600	1,800	1,700	
II	D8	28,300	27,900	2,800	1,900	1,900	
II	D9	31,000	30,500	3,100	2,000	2,000	
II	D10	33,400	32,900	3,300	2,200	2,000	
II	D11	36,100	35,500	3,600	2,400	2,100	
II	D12	38,700	38,100	3,800	2,600	2,200	
II	D13	41,400	40,700	4,100	2,800	2,300	
II	D14	43,900	43,200	4,300	2,900	2,400	
II	D15	46,400	45,700	4,600	3,000	2,400	
II	D16	48,000	47,200	4,800	3,000	2,400	
II	D17	50,000	49,200	5,000	3,100	2,500	
II	D18	55,200	54,300	5,500	3,100	2,500	
II	D19	62,100	61,100	6,100	3,200	2,600	
II	D20	69,400	68,300	6,900	3,200	2,600	
II	D21	75,700	74,500	7,500	3,200	2,600	
II	D22	77,700	76,400	7,700	3,300	2,700	
II	D23	79,000	77,700	7,800	3,300	2,700	
II	D24	80,400	79,100	8,000	3,400	2,800	
II	D25	81,600	80,300	8,100	3,500	2,800	

- ( ) 内は原則ひとり親世帯等の第1子保育料、第2子以降は保育料0円（ただし、延長料金等は別途負担あり）。  
※詳細は60ページ「③認可保育園等の保育料の負担軽減制度（0歳から2歳児クラス）」をご参照ください。
- 延長保育料は区立保育園の午後6時15分から7時15分までの保育料です。午後7時15分から8時15分までの延長利用は、別途延長保育料（1回につき600円）が発生します。ただし、区立保育園（保育短時間利用）及び認定こども園（長時間保育）の延長保育はありません。それ以外の私立保育園及び地域型保育の延長保育料は各施設・事業所にお問い合わせください。
- 私立認可保育園・地域型保育施設は施設によって【保育短時間】の利用可能時間が異なります。利用可能時間を超える保育園の利用については、上記利用者負担額とは別に延長保育料が発生します。ご希望の場合は、利用可能時間を施設にご確認ください。
- 保育料は改定される場合がありますので、最新の階層表は区ホームページをご確認ください。

## 5 納付

### (1) 納付方法

保育料は原則として口座振替によるお支払いとなり、当月保育料は月末（月末が土日祝日に当たるときは直後の金融機関営業日）に引き落としとなります。内定通知に「目黒区保育料口座振替（自動払込）依頼書」を同封しますので、預貯金口座のある金融機関で手続きをお願いします。口座振替が開始されるまでの保育料は、納付書により金融機関（ゆうちょ銀行・銀行等）窓口でお支払いください。

	認可保育園	家庭福祉員・小規模・事業所内等
支払方法	原則として口座振替	各施設にお問い合わせください。
納付時期	毎月末（金融機関休業日の場合は翌営業日）	各施設にお問い合わせください。

※認可保育園に在園中の兄弟姉妹が口座振替をご利用の場合は、改めて手続きの必要はありません。また、兄弟姉妹で別々の口座を利用することはできません。

※私立認可保育園をご利用の場合、上記の口座振替とは別に、延長保育料等を園で徴収するための口座振替手続きが必要な場合があります。

### (2) 保育料を滞納した場合（卒園児の保育料を滞納している場合を含む。）

#### ①残高不足等で引き落としができなかった場合

保育課から督促状を送付しますので、納付期限までに金融機関の窓口でお支払いください。

#### ③ 保育料が未払いの場合

当該児童及び兄弟姉妹のお子様の保育園利用申込み（転園含む）の際、優先順位で不利になります。

※子ども・子育て支援法の規定に基づき、地方税法の例により財産差押え等の処分の対象となる場合があります。期限内の納付にご協力をお願いします。



## MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



## よくあるご質問

(Q1) 窓口で相談や申し込みをする際、予約は必要ですか？

(A1) 不要です。

総合庁舎2階保育課へ、直接お越しください。

平日の8時30分から17時までとなります。(12時から13時は昼休みのため、対応できる職員の数が少なくなりますのでご了承ください。)

(Q2) 支給認定証は申請から何日くらいで届きますか？

(A2) 申請から30日以内に郵送します。

申請から30日以内に支給認定証を郵送致します。発行された支給認定証は保育施設に関する手続き等で必要になりますので、大切に保管してください。

(Q3) 保育の利用申込書2ページ目の家庭状況書には、保護者の過去の就労をどこまで遡って記入すればよいですか。

(A3) 申込児童の出生以降、転職等をしている場合にはご記入ください。

受託認定日や就労実績不足の判定に関わりますので、申し込みされるお子様の出生日以降に転職等している場合には、お子様の出生日まで遡って就労状況をご記入ください。なお、必要に応じて過去の就労先に問い合わせをする可能性がありますのでご了承ください。

**(Q4) 育児休業中で入所申し込みをしましたが、復職せずに退職します。保育所の内定はどうなりますか。**

**(A4) 内定取り消しとなります。**

育児休業中の場合は、育児休業を取得している会社等に育児休業前と同条件（育児短縮勤務を除く）で復職することを前提に、育児休業前の就労状況に応じた指標をつけて選考しています。復職できない場合には内定取り消しとなります。

**(Q5) 入所申し込みをした後、入所日までに退職します。保育所の内定はどうなりますか。（育児休業中ではない。）**

**(A5) 原則として、内定取り消しとなります。**

申し込み時点と入所日時点で、状況に変更が無いことを前提に選考しています。申し込み時点と入所日時点で就労状況が変更となる場合には、原則として内定取り消しとなります。

ただし、就労日数・就労時間を全く変えずに、求職期間をはさむことなく転職する場合には、状況に変更が無いものとみなし、内定取り消しとはなりません。転職する（可能性がある）場合には速やかに申し出ていただき、転職後の就労証明書をご提出ください。（育児休業中で申し込んだ場合には、必ず元の会社等に復職が必要です。）

## その他の保育施設等

### 1 東京都認証保育所

認証保育所は、東京都が独自に基準を定めて設置・運営されている認可外保育施設です。保護者と保育施設が直接契約を結びますので、入所や詳細については各施設へお問い合わせください。

#### (1) 目黒区内の東京都認証保育所

認証保育所名	所在地	電話番号	入園可能 最小月齢	保育年齢別定員						
				0	1	2	3	4	5	計
東大駒場地区保育所	駒場3-8-1	3465-3680	産休明け～	4	7	9	8	12		40
エデュケアセンター・めぐろ	東山3-10-7	3712-8550	57日目～	6	12	12	15	10		55
アンジェリカ保育園中目黒園	上目黒2-44-23	3794-0673	//	6	8	8	7	11		40
ニコニコ保育園	中町1-39-7 (1・2F)	3710-3642	57日目～	9	11	11	—	—	—	31
共同保育所コロちゃんの家	目黒本町3-12-15	3713-1642	43日目～	9	10	10	—	—	—	29
モンテッソーリ学芸大学こどもの家	鷺番2-2-10-101	3793-7602	5か月～	8	11	15	—	—	—	34
たけのこ保育園	自由が丘1-3-17	3717-2936	57日目～	6	6	7	7	12		38
(仮称) ミアヘルサ保育園 ゆらりん自由が丘	自由が丘1-25-20 (2F)	5731-1488	//	3	8	9	6	14		40
マグハウス都立大学	中根2-11-4 (1F)	5731-9985	//	7	9	9	4	5		34

※定員数等は変動する可能性があります。詳細は各園にお問い合わせください。

#### (2) 区外の認証保育所やその他都内の認可外保育施設

東京都福祉局ホームページをご覧ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>

(児童相談所設置区に所在する認可外保育施設に関しては、各区のホームページをご覧ください。)

## お問い合わせ先一覧

内容	担当	電話 (直通)
保育施設利用の申込み全般	保育課 保育施設利用係 (本館2階)	5722-9868
認可外保育施設等の保育料助成		
緊急一時保育		
一時保育	保育課 保育係 (本館2階)	5722-9865
病後児保育		
保育料(利用者負担額)	保育課 保育施設運営係 (本館2階)	5722-8722
民営化	保育計画課 (本館6階)	5722-9429
新規開設予定園		
区立幼稚園・認定こども園(教育のみ)	学校運営課 学事係 (本館5階)	5722-9304
私立幼稚園	子育て支援課 子育て支援係 (本館2階)	5722-9892
子どものための諸手当	子育て支援課 手当・医療係 (本館2階)	5722-9864
子どもの医療費助成		
ほ・ねっと ひろば	子育て支援課 利用者支援係 (別館2階)	5722-9596
ファミリー・サポート・センター	目黒区社会福祉協議会 ファミリーサポートセンター (別館3階)	3714-9047
育児支援サービス (目黒区シルバー人材センター)	目黒区シルバー人材センター 目黒本町分室(南部地区センター)	5721-2593